

第百三十二回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第 六 号

平成七年三月十日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 中西 續介君

理事 久間 章生君

理事 松岡 利勝君

理事 小平 忠正君

理事 鉢呂 吉雄君

理事 赤城 徳彦君

理事 岸本 光造君

理事 栗原 裕康君

理事 橋 康太郎君

理事 徳田 虎雄君

理事 松下 忠洋君

理事 山口 俊一君

理事 石破 茂君

理事 木幡 弘道君

理事 実川 幸夫君

理事 千葉 国男君

理事 増田 敏男君

理事 山岡 賢次君

理事 吉田 公一君

理事 遠藤 登君

理事 前島 秀行君

理事 藤田 スミ君

出席国務大臣

農林水産大臣

出席政府委員

農林水産大臣官

農林水産省経済

局長

水産庁長官

第一類第八号

農林水産委員会議録第六号

平成七年三月十日

委員外の出席者

農林水産委員会
調査室長

黒木 敏郎君

委員の異動

三月十日

補欠選任

栗原 博久君

中川 昭一君

御法川英文君

木幡 弘道君

畑 英次郎君

山田 正彦君

同日

河村 建夫君

橋 康太郎君

山口 俊一君

鮫島 宗明君

白沢 三郎君

吉田 公一君

補欠選任

河村 建夫君

山口 俊一君

橋 康太郎君

鮫島 宗明君

吉田 公一君

白沢 三郎君

山田 正彦君

畑 英次郎君

本日の会議に付した案件

中小漁業融資保証法等の一部を改正する法律案

(内閣提出第二一五号)

漁業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣

提出第二一六号)

農業協同組合併助成法の一部を改正する法律

案(内閣提出第二一〇号)(参議院送付)

○中西委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小漁業融資保証法等の一部を改正

する法律案及び漁業災害補償法の一部を改正する
法律案の両案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。河村建夫君。

○河村(建)委員 おはようございます。自由民主

党の河村建夫でございます。

中小漁業融資保証法等の一部を改正する法律案

並びに漁業災害補償法の一部を改正する法律案に

関しまして若干の質疑を行わせていただきます。

まず、漁業全般について先にお伺いをしたい、

特に日韓漁業実務者協議についてお伺いをしたい

と思っておりますが、昨年の十一月十

六日に日韓漁業法条約、いわゆる二百海里法と言

われておりますが、発効を見たところでございま

す。この条約は国連において、六十カ国が批准し

た時点で一年後に効力を発する、こういう取り決

めになっておるわけでありますから、一昨年の十

一月十六日に六十カ国に達した、こういうことで

あります。

日本はまだ批准をいたしていないわけでありま

すが、近々ということでは準備をされているというふ

うに伺っております。世界の漁業先進国として資

源管理といいますが、あるいは海洋環境の保全

等々、こういう問題について先頭に立っていか

さなければならぬ立場に日本はあるわけでありま

す。

ちょうどそのときに当たりまして、日本と韓国

の間で一年余りにおいて九回もの協議を経て、二

月二十七日に日韓漁業実務者協議が合意に達した

ということでありまして、まことに喜ばしいこと

であります。協議に当たられた水産庁当事者の皆

さん、大変御苦労さまでございました。敬意と感謝

を申し上げる次第でございます。

さて、その結果でございますが、我が国の漁業

者がいわゆる資源管理型漁業にこれから取り組ん

でいく上で十分納得するだけの内容であったのか

どうか、まずお伺いをいたしたいと思います。

○鎮西政府委員 日韓の漁業関係につきまして

は、ただいま委員お話しのとおり、昭和四十年に

日韓漁業協定がございまして、それを補完する形で

昭和五十五年にこれにプラスいわゆる自主規制措

置というものをとりまして、その二本の柱でた

だいままでやってまいっていることは御承知

のとおりでございます。

ところが、ただいま委員がお話しのように、昭

和五十年前後から韓国の漁船が日本の周辺水域に

相当多数進出をしております。それが我が国

の漁業との操業トラブルになる、あるいは定置性

漁具を損壊するということで問題になってまいり

まして、その都度私どもは自主規制の強化措置、

あるいは最近、今のフレームでは限界がある、

したがって日韓の新漁業法条約の考え方につ

とった新しい日韓の新漁業秩序をつくる必要があ

るのではないかと、こういう形で折衝を進めてま

いったわけでございます。

韓国側といたしましては、従来から日韓の漁業

関係の経緯、特殊性というものを踏まえまして、

早急な改変については国民感情もございまして非

常に慎重な態度でございました。

したがって、今回直ちに新しい日韓の新漁

業秩序についての合意を得るには至らなかったわ

けでございますが、国連海洋法条約の発効、ある

いは周辺水域の資源状況がいかにともよくない、こ

のままほっておけば両国のためにもならない、あ

るいは操業秩序の確立のためにはいろいろな工夫

をするフレームが必要なんじゃないか、こういう

ことから、将来の望ましい日韓の新漁業秩序の形

を

成に共同で努力するという点について双方の認識が一致いたしましたので合意ができたわけでございます。

その前提として共同資源調査というものを早速に行いまして、その結果を踏まえまして、私どもとしては、新しい海洋秩序にもつとめ、かつ両国の周辺水域の資源管理あるいは操業秩序の確立に資するような、文字どおり新しい日韓の漁業関係の枠組みの構築に向けた協議が調う基盤がこのことによってでき上がったというように理解しておるところでございます。

○河村(建)委員 日韓間につきましては、そういうことで、この合意に基づいてさらに資源管理型漁業というものがうまくいくように御努力をお願いしたいと思っております。

さらに、ここ数年、いわゆる東海、黄海と言われる海域におきましては、中国の漁船の進出が非常に顕著であります。西日本アマダイはえ縄漁業にとりまして大きな影響があるわけでありまして、先般その漁船団の皆さん方と話しております。日本船団がそちらへ参つて漁業をいたしまして、一晩明けてみると、気がついてみると、日本の船団は十隻あるいは二十隻単位で大体五、六十トンあるわけですが、それよりはるかに大きい何百トンという船団が周辺を取り巻いておる。見れば中国の船団であつて、しかも日本の延べ縄、はえ縄でありますから、それを向こうは網漁業で持つていく、とても漁業にならないわけでありまして、日本の船が行くところは魚がおるんだということになっているのであります。日本、日本の船を求めて中国の船団が来る。しかも、大きい船に取り囲まれてそこを出るだけでも大変だということで、もう漁業にならないという現状が最近に続いておるわけでありまして。

こうしたことを考えますと、これは日韓だけの問題ではなくて、これからは中国との関係、日中関係についても漁業においても重視をしなければいけない現状になっておるわけでありまして。この日中漁業関係の現状はどういうふうになっている

のかということ、今の日韓と絡めますと、日韓の間でこれからの資源管理型漁業を進めていく上で協議をする必要があると考えておるわけでございますが、日中韓の三者の協議の状況もいかにうなっているか、あわせてお聞きしたいのであります。

○鎮西政府委員 日中間の漁業問題でございますけれども、これについても、委員ただいまお話しのとおり昭和五十年に締結されました日中の漁業協定というものが基本でございます。共同委員会を定期的に設けまして、その場で資源問題、取り締まり問題、各種の情報交換というものをやっているわけでございます。

こういう中で、先ほど韓国漁船の話をしてしまいましたが、中国の漁業の発展に伴いまして我が国近海に中国漁船が進出してくる、あるいは東海あたりで我が国の漁船と中国の漁船との漁場の競合、これはどちらが悪いということではないのですが、漁場が競合するという問題が発生するようになってまいっております。

そのために、こういう問題につきまして、ただいま申しました共同委員会の場合、あるいは一昨年から初めて定期的に水産庁長官と向こうの漁政局長との間で長官局長会談というハイレベルの事務協議というものも設けまして、いろいろな問題について協議をしているところでございまして、そういう中で、中国側は、中国サイドの漁業者の指導を強化するというような返事をしていたというところがございます。今後ともこういう形で安定的な日中漁業関係をつくってまいりたい、かように考えております。

それから、日中韓三国の協議の問題でございますけれども、委員御承知のとおり、日韓は昭和四十年に協定がございまして、日中は昭和五十年、韓中の間にはまだ漁業協定がございまして、韓国サイドがむしろイニシアチブをとって韓中の漁業協定をつくりたいというふうな状況で、それぞれ間の熱度の違いというものがございまして、いきなり日韓中三国における何がしかの協議、フ

レームというのは現実的にはかなり難しいと思いますが、私どももいたしましては、先行しております日韓の漁業関係、これが、国連海洋法条約の原理原則にのっとり新しい枠組みというものが構築できますれば、日中関係あるいは韓中関係がそういう形でフレームづくりができる土壌というものができるわけでございますので、将来的には、やはり三国が錯綜して共同で利用しているこの共同利用海域におきます三国間の資源管理機構なり資源管理のフレームといったものが必要ではないか、かように認識しているところでございまして。

○河村(建)委員 現状は報告をいただいたとおりでございますが、私は、日中韓の間の機構というものには急ぐ、こう思うわけでございまして、これは、国連海洋法条約の日本の批准に合わせて早急に、日本がリーダーシップをとって、いわゆる韓中を結びつけながら、三者の間での体制をつくり上げていただきたい、強く要請をいたしておきます。

さて次に、阪神・淡路大震災の漁業への被害の問題でございますが、相当な被害があったというふうな言われているわけでありまして、心からお見舞いを申し上げたいと存じますが、漁港関係の被害はどのような現状であつたというように把握されておるか。そしてあわせて、今回のあつた大変な災害でございまして、漁港のいわゆる耐震といいますが、こういうものについての対応はこれまでどういうふうな考えておったのか、その辺の認識についてあわせて伺いたいと思ひます。

○鎮西政府委員 今回の阪神・淡路の大震災におきます漁港施設の被害でございますけれども、関係機関からの報告によりますと、兵庫県を中心といたしまして二十四漁港で約二百三億円の被害の報告を受けているところでございます。

被害を受けた漁港施設につきまして、緊急を要するものにつきましては既に応急工事を実施しておりますし、こういう漁港も含めまして被災

漁港の本格的な災害査定というものを実施したいというところでございまして、早期復旧に努めてまいりたい、かように考えております。

それから、漁港におきます地震対策でございますけれども、従来から、地域の地震特性なり構造物の重要度というものを考慮いたしまして耐震設計を行つてきているところでございましてけれども、今回の地震におきましては、設計時に想定した震度を超えます地震が発生したために大きな被害が生じた、かように私どもも認識しているところでございまして。

したがしまして、今回の地震によります被害の原因究明のために現地調査をやっております。平成七年度におきまして、調査分析結果をもとに、専門家等の助言を得つて、漁港構造物の耐震設計の見直し等も含めまして、災害に強い漁港、漁村づくりというものを進めていきたい、かように考えているところでございまして。

○河村(建)委員 今後見直しながら漁港についても耐震について考えていく、こういうことでございまして、ぜひ調査を進めたいと存じたいと存じます。そのような形でこれからの漁港づくりをお願いしたいと思つたわけでありまして、特にこういう問題が発生をいたしまして、今後これからの、災害に強い漁港づくりといいますが、安心して住める漁村づくりということが重要なテーマになつてきた、こう思うわけでございまして。

奥尻島の津波の問題等もあるわけでございまして、そういうことを考えますと、これからさらに漁港、漁村の整備促進という問題、安心して住める漁村づくり、こういう観点からその方策が期待されておるわけでありまして、この考え方について、これからどのような形でさらに漁港、漁村の整備促進を進めていかれようとするのか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○鎮西政府委員 漁港、漁村の整備でございまして、御承知のとおり、都市に比しまして大変生活環境がよくなつております。したがしまして、私ども、平成六年度を初年度といたします第

九次の漁港整備長期計画、これは平成十一年度が
終期でございますが、これを策定いたしました。
その中で漁港、漁村の環境整備というものを特掲
いたしまして、特別に位置づけまして、その総合
的、計画的な推進に取り組んでまいっておりますこ
ろでございます。

それから、ただいま委員御指摘のとおり、漁
港、漁村の多くはすぐ背後に山が迫っているよう
な地形条件、あるいは飛び地とか辺地というよう
な立地条件にある上に、集落内道路も狭くて車
が通れないところが非常に多いといったようなこ
とから、地震、津波等の被害を受けやすい条件下
に現在あるというのが実情でございます。

このため、私どもといたしましては、委員御指
摘の方向で、平成七年度から、災害に強い漁港漁
村づくり事業というものを新しく創設いたしまし
て、地震や津波などの災害に強く、また快適で利
便性の高い漁港、漁村づくりを推進していきた
い、かように考えておるところでございます。

○河村(建)委員 漁業の厳しい状況、後ほどまた
触れたいと思いますが、後継者対策あるいは花嫁
探し等々、やはり漁村の暮らしというものがもつ
と快適なものになっていきませんとこれからの漁
業は成り立ちません。その上に、非常に危険であ
る、津波等が怖い、こんなことになりましたとす
ます大変なことになるわけでありまして、その
辺の対応について十分な御配慮をいただいて、さ
らに力を入れて促進を図っていただきたい、この
ように思います。

次に、ただいま提案、討議をされております法
律の改正問題でございますが、まず中小漁業融資
保証法等の一部改正に絡んで申し上げますが、い
わゆる漁業白書からいいますと、日本の水産漁獲
量、いわゆる日本の水産量は世界一をずっと誇っ
ておったわけでありまして、一九八八年、平成元
年からこちら中国にその座を奪われておりまし
て、年々漁獲量は減っておりますわけでありまし
て、二百万トンが今は九百万トン台だ、こう言わ
れております。

また、漁業センサスによりまして、一九五三
年に一次の漁業センサスが開始をされております
が、当時漁業従事者七十九万人、こう言われてお
ります。この漁業従事者は一年間で三十日という
ことでありますから非常に甘い統計であります
が、日本の漁業組合はたしか一年に九十日漁業に
従事した者ということで組合員になる資格という
ふうに聞いておりますが、一年間に三十日以上働
けば、漁業に従事すれば漁業者だ、こうみなして
の統計で七十九万人。それが三十五年後、五三年
に始まりまして三十五年後の八八年の統計で三十
九万人というふうになっておりますから、ちょう
ど半分になった。こういう計算からいいますと、
さらに三十五年を足しますと、二〇二三年ごろに
はゼロになる、こういう計算になっていくわけで
あります。このこととおりゼロになる、一概にそう
いうわけにいかぬでしょうが、とにかく漁業従事
者は減るばかりという状況であるわけでありま
す。

最近の三K職場とか五K職場にも漁業が入って
きております。さらにこのKは、金にならない職
場だ、このKもあるんだ、こういう話になってお
るわけでありまして、非常に危機的な状況にある
ことは御承知のとおりだと思います。それだけ
に、今回の改正によって、厳しい中小の漁業経営
者の皆さんが少しでも漁業経営というものが成り
立つように、金融面からの施策を期待をしてお
るわけでありまして、

今回の改正によって、これをどのような形で進
めていこうとされておられるのか。また、今回の改正
によりまして、いわゆる漁業経営改善促進資金を
創設する、こういうことになっておられるわけであ
りますが、これによって漁業経営がどのような形
で本当によくなっているのかどうかという関心があ
るわけでありまして、こういう観点から、今回の
改正についての取り組みをお聞きしたいと思いま
す。

○鎮西政府委員 我が国の沖合・遠洋漁業の中核
的担い手でございます中小漁業経営は、ただいま

委員御指摘のとおり、漁獲対象資源の減少、ある
いは最近の円高の進展によりまして水産物の輸入の
増加、魚価の低調等厳しい状況にございまして、
経営の改善、合理化を図ることがますます緊急の
課題になっておるところでございます。

このために、私どもとしては、今回の法律改正
をいたしまして、中小漁業経営を対象といたしま
す低利の運転資金というものを導入することに
いたしまして、極めて厳しい状況にございまして中
小漁業の経営改善の促進に資したいというのが今
回法律案をお出ししている一つのねらいでござい
ます。

そのために、現在いわゆる漁特法と言われてい
る漁業再建整備特別措置法というのがございま
す。これに基づきます中小漁業構造改善事業とい
うのを業界ぐるみ、業界全体で取り組んでおり、
それに参加しているそういう中小漁業者というも
のを対象にいたしまして、今後必要になるござい
ます。いましゅう経営の多角化、協業化だとか、ある
いは販売方法の改善、合理化というものを図る、そ
ういう努力に対して支援をいたしたい、これが本
改正のねらいの一つでございます。

○河村(建)委員 今回の改正によって漁業経営が
少しでも改善されるということをお願いしておるわ
けでありますから、その運用の益を期待していただ
きたいのでありますが、特に水産資源そのものが
低下しつつあるということが非常に問題でありま
して、さらにつくり育てる漁業を進めていかな
ければいかぬということが極めて重要な問題にな
ってきているわけでありまして、そのような観点か
ら、今回の改正がいわゆる栽培漁業の推進にと
つてどのような形でかわっていくのか、あわせて
お伺いをしたいと思います。

○鎮西政府委員 先ほど来お話を申しております
ように、我が国水産量をめぐります情勢は、国際
漁業規制のさらなる強化あるいは周辺水域の資源
状況の悪化等、非常に厳しい状況にございませ
う。基本的には、日本の二百海里水域といいま
すものは、世界に冠たる潜在生産力を持った最優

良漁場であることは間違いないわけにございま
す。私ども今後の方向といたしまして、この豊
かな潜在生産力を持った日本の周辺水域を対象と
いたしまして、いわゆるつくり育てる漁業だとか
あるいは資源管理型漁業というものを推進してい
るというのが御承知のとおりでございます。

これを担ういわゆる推進母体といたしまして、
各地域に法人ないしは任意の団体というものがい
ろいろ実態としてできてまいっております。そう
いうものに対して漁業近代化資金の貸し付け
をするようにしまして、例えばホタテ等の種苗
放流を行っているそういう団体等、あるいは各地
域で栽培漁業の中心の担い手になっております栽
培漁業公社といったようなもの、こういうサイド
に対しまして種苗生産施設なり種苗の購入、育成
に要する資金が借りられるということになるわけ
でございます。今回の法律案の改正のもう一つ
のねらいがそこでございます。

そういうことを通じまして、栽培漁業なり資源
管理型漁業の一層の推進に努めてまいりたい、か
ように考えているところでございます。

○河村(建)委員 次に、漁業災害補償法の一部改
正に参りたいと存じますが、いわゆる漁業共済で
ございまして、この役割も非常に大きいものが私
はあると思うわけでございまして、いわゆる漁家
経営の根幹を支えている大事なものだと思ってお
るわけでありまして、ただ問題は加入率の低
さであります。

ここに資料もいたしておりますが、四十年に
これが発足した当時から比べますとふえておるも
の、現在漁獲共済が三五・七％、これは平成四
年の統計であります。養殖におきましては二
七・九、特定養殖共済は必要性があつて進んだも
のと思ひますが、これは八四％。しかし、漁具共
済に至っては三・八％という低い低さでござ
います。平均をとりますと、まだ四〇％にも至
らない、こういう現況にあるわけにございま
して、この加入率の低さ、その原因は一体どこに
あるのかということをお聞きしたいと思いますし、

あわせて、これは時間の関係もありますので、今回の改正によって加入拡大の可能性、見通し、地方公共団体との連携強化等々もあると思います。が、どのように対応をしなければいけないのか、あるいは農業災害補償法のように強制加入の考え方、こういうことも考えられるのではないかと、思うわけですが、このあたりについて伺いをしたいと思います。

○農西政府委員 確かに、漁業共済事業の加入率は、たゞいま委員御指摘のように、いまだ低い水準で決して満足すべき水準ではないという認識は全く私もそのとおりでございます。

なぜ加入が低調なのか幾つか考えられますが、一つは、制度面で現行制度が漁業の実態の変化あるいは多様な漁業者ニーズに十分こたえ切っていないのではないかと、この一点でございます。

それから次の二点は、まことに残念でございますが、加入されているその漁業者といいますが、対象となる漁業者の経営リスクに対するこの共済制度の重要性というものの認識がやはりいまいち低うございまして、これについての理解が十分行き渡っていない。

それから三点目は、これは共済団体あるいは自治体を含めての問題でございますけれども、加入推進体制とか行政サイドと共済団体との連携が必ずしも十分でない、こういう事情があるのではないかと、このように考えているところでございます。

したがって、幾つかの点で加入促進の方策の方向があるわけでございますが、その一つとして、今回制度改正をお願いいたしまして、漁業実態の変化あるいは漁業者のニーズの多様化というものに対応したいろいろな加入方式というものを導入することによりまして加入拡大というものを図っていききたいというのが一点でございますし、従来から加入促進運動というのを共済団体あるいは漁協系統、自治体一体となって展開をしておりますが、さらに、所要の予算措置も七年度予算で

我々要求をいたしておりますので、充実をいたしたいというように考えております。

また、農業共済のように強制加入制を考えるべきではないかというお話があったわけでございまして、やはり法律にも書いてあるわけでございますけれども、相互救済の精神を基調とする漁業共済事業におきまして、強制措置を伴いますという加入制というのを制度として採用するというのは必ずしも適当ではなく、私どもが、問題意識として三つばかり申しましたが、そういう点の隘路を打開することによって一層の加入拡大というものを図っていくべきではないか、基本的にはそのように考えているところでございます。

○河村(建)委員 共済、ともに助け合う、こういう意味でございまして、今長官御指摘のようには、やはり漁業者の皆さんにもこの制度の重要性というのを認識を高めていただいて、さらに加入率を高めていただくことがどうしても必要だと思いますし、これからの厳しい漁業経営を乗り切っていくためにも、この制度の充実、発展、これは大事なことでありますから、さらに全力を尽くしていただきたいと思います。

時間が参ったようであります。最後に大臣、せっかく閣議を終えてお見えになりましたから、これからの漁業振興についての取り組みについて決意をお聞かせをいただきたいと思いますわけであり

ます。特に農業問題、これも大事でありますけれども、この方はウルグアイ・ラウンド対策等々で国の方いろいろな処置がされるということで、これに比較して漁業はどうだという思いが今漁民の間に非常に広がっております。このあたりも含めて大臣の決意をお聞かせいただいて終わりにしたいと思います。

○大河原国務大臣 委員お話しのとおりでございますが、我が国の漁業、大変厳しい情勢にあることは、大方の認識しているところでございます。一々申し上げませんが、海外漁業の規制だとかあるいは周辺水域における資源量の低下だとか、

あるいは就業者の減少なり高齢化とか、さらには景気低迷による価格の低迷あるいは円高による輸入増加と、大変環境は厳しいわけでござい

ます。こういう情勢に對しまして、我々としてはこれに対する本格的な水産政策の取り組みが何とて必要であるということでございます。先ほど委員がお触れになりました、資源管理型漁業、つまり育てる漁業、周辺水域、これを前提として、何というか、ちょっと例え話で恐縮でございますが、かつては沿岸から沖合へ、沖合から遠洋へというところで日本の漁業は発展いたしました。まさに周辺水域から体質改善をし、構造改善をして、これからあらゆる施策を講じて伸びていかなければならない、そのためには相当な施策、思い切った施策も我々としては用意していかなければ相ならぬ、さように思っているところでござい

ます。○河村(建)委員 ありがとうございます。終わります。

○中西委員長 石橋大吉君。

○石橋(大)委員 きょうは久しぶりで水産関係の法律を二つ審議するわけですが、質問者の顔ぶれを見ますと、六人きょう予定をされていますが、四人まではくしくも日本海沿岸出身の者でありまして、それぞれ地元のことにも念頭に入れながら、私も日韓関係の問題を最初に質問したいと思っているわけですが、それぞれ関係されておりますから、領海侵犯をしないようにはまず心がけながら質問をしたいと思

います。今申しましたように、まず最初に、日韓漁業実務者協議の結果について、改めてこの機会に伺っておきたいと思

います。水産庁の報告書を見ますと、今度の実務者協議の結果については、まず一つは、「共同漁業資源調査と望ましい新漁業秩序形成への協議」、こう

いうことで、「日韓両国は、次の事項について確認した。」

(1)両国周辺水域において漁業資源の効率的な保存管理及び安定的な操業秩序の確立が両国の共通目標との認識の下、両国の漁業実態と新たな国際海洋法秩序を勘案しつつ、将来の望ましい新漁業秩序形成のため共同努力する。

(2)この共同努力の一環として、共同漁業資源調査を実施する。

(3)この共同調査を踏まえ、日韓間における将来の望ましい新漁業秩序に関し早期に協議を行う。

二項目に、「共同漁業資源調査」ということで、一、共同漁業資源調査は、山陰北陸沖及び北海道沖を対象に、既存の資料を最大限活用し検討評価するとともに、これを補完するための共同乗船調査を実施し、これらを基に、調査資料の分析及び報告書の作成を行う。

そして三番目に、「自主規制措置の改定等」というところで、まあ私の地元、山陰沖の問題に限ってここで説き及ぼさず、

韓国のばい簍・刺し網漁業と我が国沿岸・沖合漁業の間の操業秩序の確立のため、民間協議を推進。

「取締り強化」で、韓国指導船の西日本周辺水域への派遣確保(九四年の派遣実績を考慮)

取締担当国会議の開催の増加。(年一回)また、小型トロール漁船等の韓国の国内法上無許可の漁船の取締対策を強化。

こういうことになっておるわけです。

この際、この共同資源調査の実施時期、期間、具体的調査内容、調査が終わった後の新しい漁業秩序形成に向けての両国の取り組みの方向、こういうことについて政府の見解を承っておきたいと思

うんです。同時に、自主規制措置の改定について、当面さらに取り締まりを強化する、こうなっています。具体的には一体どういうことが確認をされておるのか、まず最初にこの点、一点承っておきたいと思

います。○農西政府委員 先月末に日韓両国間で合意を見

るに至りました今回の日韓漁業実務者協議の概要

は、ただいま委員が申されたとおりでございます。将来の望ましい新漁業秩序の形成に共同で努力する、その一環として共同資源調査というものをやる、こういうことになっていくわけでございます。この共同資源調査につきましては、私もいたしました。できるだけ早期に完了いたしました。来年度なるべく早い時期にこの新しい枠組み協議に向けた本格的な展開を図ってまいりたい、かように考えております。

それで、共同調査でございますが、海域とそれから性格は、日本側にも相当知見がございますので、これをベースにいたしまして日本の調査船に韓国サイドの科学者が乗り込んでいただく、こういう共同調査方式をとりたい、かように考えております。それで、対象魚種は、日韓双方が利用しております主要魚種、例えば山陰北陸地域でございますと、タイ、カレイのたぐい、あるいはニギス、タチウオ、ハタハタといった、どちらかという底魚系統のものについて調査をいたしたい。

それから調査でございますけれども、漁獲統計あるいは漁業実績報告といったそういうものをベースにいたしまして、今回の共同資源調査でそれを補完いたしまして、資源状況とそれから将来の予測、どういう資源が変動動向をたどるのかというところについて十分調査を行いたい、かように考えているところでございます。

それから、今回の日韓漁業協議におきましては、私も先ほど御説明いたしましたように、現行の日韓漁業のフレームが、資源保存なり両国の漁業秩序の確立あるいは国連海洋法条約の発効という新しい国際法秩序から見て限界にきているんじゃないか、だから、このフレームの見直しが必要なんだということに全精力を傾けて協力をいたしたわけでございます。それがようやく年明け、こういう形で妥結を見た。ただ、その間に、現在自主規制措置というのが何回かの改定交渉で逐次補強、強化をされておりますので、韓国側と現実的な話し合いがつく限り、これは九

六年末までということに、二年間ということにいたしました。短期間とは申せ、現在の自主規制措置を補強、強化をして日本の沿岸漁業者の期待にこたえたい、こういうことで補強、強化措置をやったわけでございます。

その中で、取り締まりの強化関係、ただいま委員が御指摘になりましたが、自主規制措置で定められておりますいわゆる韓国の指導船の派遣とか共同乗船、これ以上に昨年は、日韓の首脳会談で日本側の総理から強く申し入れをしたという背景もございまして、大変濃密な取り締まりをやったのでございまして、それを、九四年の実績を勘案して指導取り締まりを強化するというところになっているわけでございます。韓国側も大統領以下、これは完全撲滅に向けた最大の努力をするというところで政府を挙げて取り組んでおりますので、この違反操業については、私は、昨年は一昨年に比べて一千件オーダーから二百件強というところで激減したわけでございますが、引き続きそういう形でさらなる減少というのを期待できるんじゃないか、かように考えているところでございます。

○石橋（大）委員 今長官のお話ですと、韓国側の将来展望について伺いたいたすわけですが、何せ時間全体で三十分しかありませんので、二つの質問を予定しておりますが、一つにまとめて質問しますからお答えをいただきたいと思います。まず一つは、国連海洋法条約の批准と関係国内法の改正についての段取り等についてちょっと伺いたいのですが、御承知のとおり、国連海洋法条約の成果として、一九八二年四月に採択された海洋法に関する国際連合条約、いわゆる国連海洋法条約、これが六十カ国の批准、加入を得てから一

年後という要件を満たしまして、昨年十一月十六日に発効いたしました。我が国はこの条約に署名はしてありますが、まだ批准をしていないわけですね。この条約の発効に伴いまして、我が国としてもこれが早急な批准、国内法の改正が急がれるところだと思っております。本条約の批准、関係国内法の改正等に対する政府の方針、考え方をまず一つ伺いたいということ。

それから、海洋法条約の批准に伴って、我が国周辺海域における二百海里体制の扱い、確立について、一体どういうことになるのか。現段階で予測し切れるところ、し切れないところ、いろいろあると思うのですが、現段階で考えられることについてちょっとこの際明らかにしていただきたいと思います。

海洋法条約の中で一番重要なことは、この条約の批准に伴いまして、沿岸国は二百海里の範囲内で排他的な経済水域を設定することができる、そしてこの海域では、海洋生物資源の開発、保存、管理について主権的権利を持つ、つまり事実上は二百海里に及ぶ漁業領海が認められるということになるわけでありまして、したがって、乱獲による資源の枯渇、韓国漁民の不法操業に悩まされてきた地元の島根県などの沿岸漁民の皆さんももちろん非常に切実にこの点が実現することを望んでいるわけでありまして。

つきましては、今まで御承知のとおり漁業水域暫定措置法によって二百海里の線引きから外されてきた東経百三十五度以西の日本海、この関係海域について、海洋法条約が批准された後の扱いはどうなるのか。常識的に言えば、すぐ今度には例外なしに二百海里体制の対象の中に取り入れて、今言ったちゃんとした排他的な権利を確立をしていただきたい、こういうふうにご考えています。この点についての見通し、扱い方がどうなるのか、この際伺っておきたいと思っております。

○磯西政府委員 国連海洋法条約は、ただいまお話しのとおり昨年の十一月十六日に発効いたしました。

わけでございますが、その際の外務大臣の談話に見られますとおり、国連海洋法条約という非常に広範な海洋法秩序が国際的な原理原則として確立したということは、海洋国家としての我が国の総合的な利益に沿うものであって、政府はこれを歓迎するというのが我が国の基本的な対応、態度でございます。

そのために、私も水産庁はもちろんのこと、全国的に国連海洋法条約批准に伴いまして国内の関連法、全体で数十本あるわけでございますけれども、それについてのまず総点検と整合性を図るための必要改正、どういうことを改正する必要があるのかということの検討準備作業に新年度早々からも取りかかるということで、現在準備段階中でございます。

水産庁といたしましては、もう既に昨年の後半以来、我が国の特に現行漁業法の制度なり運用をどういうぐあいに考えるべきかということについて相当広範かつ慎重に検討する必要があるということ、戸内に検討体制を既につくっております。現在検討準備作業中でございます。

それから、国連海洋法条約を批准いたしますと、二百海里体制というものがあるわけですが、これは、あるいはそうすべきではないか、こういうお話であつたわけですが、我が国は来年早々にも国会の承認を得まして、なるべく早期に批准をいたしたいというのが我が国の立場でございますが、国連海洋法条約の性格を申しますと、一般的な規範でございます。強行規定ではございません。したがって、二国間協定が優先するというのは当然のことでございます。

それからもう一つは、国連海洋法条約に確かに排他的経済水域の設定というのが非常に重要な事項でございますけれども、これは沿岸国の権利でございます。義務として条約上仕組まれているというものではございませんので、沿岸国といたしましては、排他的経済水域あるいは現在日本がとっているような漁業の専管水域といったような

いろいろなバリエーションの中で沿岸国の管理、管轄権というものを主張できる、こういうことになるわけでございます。

現在日本は漁業水域法といういわばフルメニユーでない形で一定の専管水域法というものを保持しているわけでございますが、国連海洋法条約批准後という対応をするか、これは船舶の航行、国防問題、海洋汚染の問題、すべて含めましてトータルでどういう形で水域をわけるのが日本全体にとってメリットがあるのかという点も踏まえまして、政府全体でこれは考えていかねばならない問題だろうというように考えております。

漁業問題に限りますと、現在日韓、日中の協定がございまして、この協定を遵守した操業ルールというのを前提にいたしまして、対韓、対中適用というのは水域法はやっておりませんが、先ほど来御説明いたしましたように、日韓の将来の望ましい新漁業秩序の形成というのは、まさに国連海洋法条約批准後お互いどういう形で二国間関係が適当なのかということに前向きに検討しようということでございますので、日本側といたしましては、批准国ということになりますと国連海洋法条約の原理原則にのっとった主張というのを二国間関係でも展開できるということに相当私は実質的な意味があるのではないかと、かように考えているところでございます。

○石橋(大)委員 今長官のお話では強行法ではない、二国間協議があくまでも優先する、こういうお話でしたが、そう言ってしまうと、日韓なら日韓の間で、韓国なら韓国に従来どおり強硬に主張されるということになると、海洋法条約を批准した意味がない、こういうことにもなりかねないわけですね。やはり世界的な国際会議の中で新しくこういう海洋法秩序を確立しようということが条約によって確認されたわけですから、私どもの立場からすると、むしろこの際それを優先させて二国間協定を新しい角度からやる、こういうことにしてもらわなければいかぬ。ぜひそういうことで

問題の解決をしていただきたい、こういうふうに考えておられるわけですが、きょうは時間がありますから、そういう方向で対処をしていただくということをお願いをしておきたい、こう思います。答えは簡単にしてくださいます。

○鎮西政府委員 若干説明不足だったかもしれませんが、まさに私も今回の日韓漁業協議でそういう新しい漁業秩序の形成に向けた枠組みへの道を開けたというのは、国連海洋法条約の発効、それから日韓とも早晚批准国になるということとを踏まえまして、あるときは沿岸国を主張し、あるときは旗国主義を主張するということができる、そういう国際的な海洋法秩序の原理原則にのっとった二国間協定を新しくつくっていくという主張をしたわけでございまして、条約的な性格は私がたまたま申しましたとおりでございますけれども、これからの日韓、日中関係というのは当然国連海洋法条約というのが基軸になりまして展開されていくということになるし、そうあるべきであるというように考えております。

○石橋(大)委員 再答弁いただきましたが、余り私と基本的な考え方について変わりはないようですから、ぜひひとつそういう方向で頑張っていたきたいと思っております。

次に、沿岸漁業の後継者対策について伺いたいと思うのですが、実は、ちょっと難しい問題がございまして、詳しい話をしたいのですが、もうわずかに十分しかありませんから余り詳しい話はできませんが、後継者対策についてこの際伺っておきたいと思うのです。

まず一つは、水産庁の後継者対策をいろいろ拝見をいたしました。金額の面でも、その対策の具体的なやり方においても、今担い手問題、後継者問題が非常に深刻なことは御承知のとおりですが、そういう深刻な状態を打開するという観点からいうとまだまだ非常に弱いんじゃないか、もう少し抜本的、積極的な対策が講じられないのかどうか、こういうふうに私は思っておりますので、その点について伺いたいと思うのです。

まず、そういう意味で、きょうの委員会の審議は、もう言うまでもなく中小漁業融資保証法等の一部を改正する法律案、そして漁業災害補償法の一部を改正する法律案、この法律案を審議、可決をすることでありまして、この二つの法案については、私もまた社会党も基本的に賛成であります。賛成であります。いろいろ考えてみると、この法律で一番ひかかるのはやはり後継者問題ではないか、こう思っているわけですね。

と申し上げますのは、私も若干地元漁業関係者の意見なども聞いてみましたが、例えば、漁業近代化資金なんかの融資枠に対する融資の状況を見ると、六割が七割かという水準にとどまっている、こういうような状況もありますし、さっきから大臣も言われますように、最近日本の漁業をめぐる情勢は非常に厳しいわけですね。したがって、漁獲高も減る、逆に輸入は急ピッチでふえていく、そういうことで、非常に厳しい状況に対して将来展望を失い、投資意欲を失っている、こういうこともあると思うのです。

それをもう一つ突っ込んで言うと、何よりも後継者がいない、せっかく多額の資金をつぎ込んで設備の更新をしたりしても跡取りがいない、後、それを担う若手がいないということから、どうも積極的に投資をする意欲が燃えない、こういう状況になっている。そういう意味で、せっかくこの構造改善のための資金提供とかをしても、それが利用されない結果に終わるおそれがあるんじゃないか、こういう感じがしているから、後継者問題だ、こう言っているわけですね。

漁業災害補償法の関係についても、加入率が非常に低いことが大きな根本的な問題になっていますが、これなんか、余りストレートにはつながっていないかもしれませんが、諸般の情勢からいうと、やはり跡取りがいないとか担い手がいないということもかなり影を落として、そういう加入率の低下になっているんじゃないか、こういう感じがするわけでありまして、

そういう意味で後継者問題が非常に大事なことで、

すが、御承知のように、沿岸漁業の就業者数も、一九七五年から九三年までに約十万人ぐらゐり減少しているわけでありまして、全体の数が三十七万人ですから、この十万人という数は非常に大きいというところは申し上げるまでもないと思います。平成五年の男子年齢別漁業就業者の構成を見ても、六十歳以上が三三・九％、四十歳以上五十九歳未満の人が四五・八％で、約八〇％になるわけですね。こういう点で、若い担い手の不足が非常に深刻だ、こういうことになっているわけですね。

新規卒卒、高校卒の就業者の漁業への就業状況を見ましても、昭和五十九年千三百六十七名というのが平成五年では五百六十五名と、三分の一に激減をしているわけですね。水産高校の平成五年の卒業生を見ますと、三千六百八十八人中、漁業就業者はわずかに二百十六人、こういう結果が出ているわけでありまして、

こういうことを考えると、最初に申しましたように、かなり思い切った対策を講ずる必要がある。今度、農業関係では、ガット国内対策の中で新しい青年就業者に対する画期的とも言えるべき具体的な法律制定をやりまして、農業大学校で研修するときは毎月たしか五万円だったと思えます、それから先進農家で研修する場合には月に十五万円だと思えますが、そういうかなり思い切った援助、融資もしながら若い後継者を確保しようとしているわけですね。せめてこれぐらいなことには最低水産庁でもぜひ早急に具体化をしていただく必要があるのではないかと、こう思っているわけでありまして、

この点についても質問を二つ、三つ準備していましたが、時間がありませんから、つけ加えて若干補足をします。

農業も漁業もそうですが、伝統的な、いわば父子相伝で生業として、なりわいとして漁業を継ぐ、農業を継ぐという形はもう崩壊していますね。したがって、漁家の子弟にだけ後継者を期待することは非常に無理がある。思い切ったこの際、都市の青年、都市で会社勤めをしている人な

どこから後継者を確保するぐらいのことを考えなければいけません、こういうところへ来ていと思います。

この水産関係についてはそういう調査があるか、この間企画課長に尋ねましたところ、水産関係についてはないということですが、農業関係についてはいろいろなアンケート調査なんかを見ますと、結構、東京や大阪で会社勤めをしている若い人の中には、三割、四割と、できれば農村で暮らしたいとか、農業をやりたいという人がおるわけですよ。問題は、そういう人たちがちゃんと農村や漁業に積極的に導入するような誘導政策を具体化する、それが非常に大事になってくるわけです。そういう意味でぜひ検討いただきたい。

私は島根県ですから、島根県の隠岐の知夫村というところがありまして、大臣御承知かとも思いますが、昔は島流ししたり、絶海の孤島みたいな感じのところですが、絶海の孤島と言ったとちよつと言ひ過ぎかもしれませんが、非常に人口も急減をしまして、平成四年、五年と、村で五百万円以内で牛何頭かで農業をやってくれ、五百万円以内で漁船一隻で漁業をやってくれ、こういうことで募集をした。そうしたら、全国から電話で問い合わせが二百件ぐらいあったというのです。実際入ったのは、いろいろ選考しまして七人入っていますが、そのうち六人は漁業なんです。ずっと続くかどうかわかりませんが、目下のところ頑張っている。

これはどこから来ているかというと、神戸、大阪、京都が一人ずつ、和歌山、九州、そんなことで、都会から結構来ておるのです。今、過疎が進んでおりまして空き家なんかもありますから、空き家を利用しながら家族で村へ定住してやってもらう、こういうことでやっているとところがあるのです。

こういうことを見ると、都会におる若者が農業や漁業に何も興味や関心を持っていない、こういうことは言えないわけでありまして、積極的にやる意思がある。ぜひひとつそういう観点で抜本

的な後継者対策を講ずるべきだし、やってほしい、こういうふうには思います、いかがでしょうか。

まず長官にお答えいただきまして、締めくくりにひとつ大臣の決意のほどを伺って終わりたいと思います。

○鎮西政府委員 委員御指摘のとおり、漁業サイドにおきましても年々就業者数の減少、高齢化というのが進んでおりまして、大変重要な問題であるという認識をいたしております。

それで、ただいまのお話のように、漁家の子弟だけでなく、漁家出身以外でも意欲と能力を持った優秀な若い人を積極的に受け入れていくというの、漁業サイドとしても非常に必要だという観点で、例えば平成五年度に沿岸漁業改善資金助成法というものを改正いたしまして、漁家の子弟以外の新規参入者も新たに対象にいたしました。青年漁業者等がみずから研修や新たに漁業経営を行うのに必要な資金を無利子で融資いたします青年漁業者等養成確保資金というのを設けたところでございます。

そういうようなことも含めまして、基本的にはやはり魅力ある産業として漁業を育て、それから魅力ある地域社会として漁村を育成、振興していくということが基本だろうと思っております。漁港、漁村整備あるいは沿岸漁業、中小漁業を含めた経営の改善強化というのに取り組んでいきたい、こういうことを考えているところでございます。

○大河原国務大臣 お話のとおりでございます。ガット・ウルグアイ・ラウンド国内対策においては、農業では、農業内外から青年の就業者を確保する、非常に広い視野に立つて一つの支援制度を制度化いたしました。漁業もこの方向に沿った、実態に即した制度についての検討を行うべき段階に来ているのではあるまいか、私はそう思うわけでございます。そういう意味で、農業と漁業とは実態が違ふ点もありますけれども、二段、三段の努力は必要であるというふうに私は思いま

す。

○石橋(大)委員 御承知のとおり、漁業は海上で仕事を、特に男子の後継者、男の仕事だ、こういうようなこともあるし、いろいろな意味でかなり高度な技術、経験が必要という点で少し農業と違っている点もありますから、そういうことを念頭に置いて、思い切った後継者対策をひとつ具体化していただきますようお願いをしまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○中西委員長 初村謙一郎君。

○初村委員 新進党の先輩方のお許しをいただきまして質問させていただきます。通告のとおりにやろうというふうに思っておりますが、ちよつと一つだけ確認だけさせていただきます。

地元の方からある新聞を送っていただきました。日刊水産経済新聞三月二日号、それから日刊水産通信。この中に、今お話がありました日韓漁業実務者協議会の報告を遠藤振興部長がされておりますけれども、事実確認だけさせていただきますかと思っておりますが、その新聞の内容に、水産庁は二月二十八日、自民党水産部会に報告の後に発表された。要するに、自民党の水産部会に報告の後に公式に発表されているということが一つでございます。それともう一つは、これは記者会見で言われたというふうな報道されておりますけれども、自民党水産部会の訪韓などの、要するに事前の訪韓が今回の協議会の成功に相乗的によい結果を生んだのだというふうな記者会見をされておりますけれども、間違いないでしょうか。

○鎮西政府委員 まず第一点でございますけれども、ソウルにおきまして、二十七日それから二十八日予備日ということで、実質最終的な協議という双方のネゴのもとに、それまでの間のいろいろな在外公館を通ずる折衝を踏まえまして行ったわけでございます。それが、二十七日中でございまして、韓国側は二十八日の午後にも公表をいたしたい、こういうこと

でございましたが、私もといたしましては、予備日を設けていたこと、あるいは日本側の代表である遠藤振興部長が日本に帰ってきてから正式に公表するというのがいろいろな背景説明もあるからいいだろうということで、午後五時に公表の時間をセツトしておきまして、それは韓国側もそこは日本側の御自由によってください、こういうことになりました。公表が二十八日の午後五時になったわけでございます。そういう経緯がございますが、自民党の水産部会が二十七日の午後三時にセツトされておきまして、その場で、阪神大震災の報告等々と一緒に、まだ公式公表には至っていないが大体実質こういう方向で合意できそうだという形で報告をさせていただいたというのが一点でございます。

それから、今回の日韓の漁業協議が比較的日本側が思っていた方向に進めたということについては、私もいろいろなサイドに申しておりますけれども、三度、APECを含めまして四回にわたる日韓首脳会談におきまして総理の強い御要請、それから外務大臣、官房長官も当然お話をされましたし、それから日韓議連を中心といたしますという国会議員の先生方の御支援、それから与党の訪韓団等々の御支援の力があつたことで、こういう認識を申し上げておきまして、そういうことを遠藤部長は記者会見でレクチャーの背景説明として申し上げたのだらうと承知をしております。

○初村委員 まどろっこしく言わなくていいんですよ。要するに、公式な発表の前に自民党の水産部会に発表されたというのが一点。それからもう一点は、自民党の水産部会の訪韓があつたからこの協議はスムーズにいったんだという記者会見をされているのかどうかということです。

○鎮西政府委員 ただいま申しましたように、前日たまたまセツトされておりました自民党の水産部会に、まだ最終報告をいたすまでには熟していないけれども、こういう方向でおおむね合意できそうだという性格として報告をしております。

それから第二点目は、自民党の訪韓団の力がということだけでございまして、私が申し上げましたとおりいろいろなサイドの御支援、これは系統団体の強い支援もございまして、自治体の努力というのもございまして、そういう全体の一環として話をされたというように承知しております。

○初村委員 遠藤振興部長、きょうはどこのおられますか。

○鎮西政府委員 遠藤振興部長は、その後三月五日付で経済局の国際部長に就任しております。

○初村委員 呼んでいただけませんか。私、持ち時間が一時ありますので、もし時間があれば呼んでいただきたいと思ひます。よろしいですか。

それでは、質問をさせていただきますと思ひます。

今回の水産二法の法律に対して、基本的な認識としてぜひ大臣とそれから水産庁長官にお願いをしたいというふうに思ひますが、ウルグアイ・ラウンド対策として農林関係でいいますと六兆百億円というふうな措置、事業費が確保されたということは、ある意味では新食糧法の制定にまで持ち込まれた大臣の力量に対して心から敬意を表したいというふうに思ひます。

ただ、農業政策と水産政策を比較しまして、いろいろな施策の中でも断然違うというふうな感じが私にはいたしております。その一つとして、例えば私が思っております漁業に対する認識、これは水産庁長官に私の認識が間違っておたら訂正をしていただきたいと思ひますが、一つは、要するに八六年、これはガット・ウルグアイ・ラウンドが始まったときでありますけれども、この年の我が国の漁業の生産量が平成四年までの間に三割近く減っているということ、それから金額にしまして五割減少しているということ。それから水産物の輸入については、輸入量が一・六倍、金額にしまして一・五倍になっているということでありまして、水産物の自給率にしまして、一九八六年から九二年までの六年間の間に一〇・一％から八

三％に減少しているということ。それから、漁業就業者の減少ですね。先ほども後継者の問題がありましたけれども、四十二万人から三十四万人と二割減っている。農業者と比べますと、農林漁業者が四百五十万から三百七十五万、約一七％減ったのに対して、漁業者は二〇％も減っているということでもあります。漁家と農家の所得を比較してみても、漁師の家は一世帯当たり農家の八割に達しないという現状でありますけれども、その格差といいますか、それはずっと余り変わっていないのです。こういう認識で間違いないですか、長官。

○鎮西政府委員 基本的にはただいま委員おっしゃったとおりであろうと私も考えております。ただ、この間にマイワシを中心とする日本の漁獲量が二百萬トン強減っているというのが生産量の三割あるいは自給率というものに大きく影響しているのだからと考えております。

○初村委員 マイワシだけなのかどうか、輸入品目が非常に多いんじゃないでしょうか。その辺についてはどうですか。

○鎮西政府委員 日本が全体で利用しております一千二百萬トン前後の水産物の中で三百萬トン強、これは輸入ベースでございますので、原魚あるいは製品もございまして直接の比較はなかなか難しいのでございますが、三百萬トン強輸入されております。この輸入の最近の増加というのも当然のことながら水産物の自給率に影響しているわけでございます。

○初村委員 長官、これは所得からしますと、要するにI・Q品目が非常に多過ぎるという感じが私にはしております。ある面では自由経済の法則を完全に無視している。例えば、魚がとれなくなっているんだけれども魚価が下がってきているという現状なんですね。これは農業あるいは農産物と比べると全然違ってきているなというところに私は問題があると思ひます。

そこで大臣、このような現状をどのようにお考えでございますでしょうか。

○大河原国務大臣 初村委員のおっしゃったとおりでございますし、また、鎮西長官からお話し申し上げたとおりでございます。我が国の漁業は逐年厳しさを加えているということはもう疑いのないところでございます。

先ほどもお話に出ましたが、漁業就業構造を見ても、六十歳以上の就業者が三分の一を占める、あるいは四十才以下の就業者が二〇％程度になっておるといふことをとりましてもなかなか厳しいわけでございますし、中小漁業等における経営の赤字幅がふえているとかあるいは価格の低下、輸入水産物の激増ということがございまして大変厳しい情勢にあるわけでございます。これについては、それぞれの面における格段の政策展開が必要である、さように思っております。

○初村委員 そういう面からすると、大臣、水産に関するこういった融資制度、今回の中小漁業融資保証制度を含めて少し手がおくれてきているんじゃないか、農業と比べると非常におくれた施策だったんじゃないかということをお考えになっております。

今回低利の運転資金が新設されるわけでありまされども、漁業経営改善促進資金、これは新設されたということは前進でありますけれども、例えば農業のスパー総合資金のように、金利二％、十年据え置き、二十五年度償還というふうな、考えられないような優遇をされた資金があるわけですね。

私自身も、先代までは実はまき網の経営者でありました。私自身はおかにか上りまして、洋ランの園芸をやっております。そういうことで、よくこの資金を比較をしてみるのでありますけれども、漁業については、農業と同じように長期の、償還期限の非常に長い、あるいは返済期限も非常に長い、しかも低利の施設資金、農業で言うスパー資金、このような、同じ比率のあるいは同じ数値のこういう融資制度というのはなぜできなかったのかということをお考えいただきたいと思ひます。

○鎮西政府委員 漁業と農業とは、当然のことでございますが経営実態等が異なりますために、両者に係ります制度を単純に比較するというのは必ずしも適当ではないと思ひますけれども、漁業分野におきましても、私どももいたしましては、その時々々の必要性に応じて設備資金なり、負債整理資金等を逐次整備強化してまいったつもりでございます。

特に、漁業再建整備特別措置法に基づきまして構造改善事業を行います中小漁業者が、省エネルギー漁船とか共同運搬船等の設備を取得する場合に、公庫資金の中に漁業経営再建整備資金というものがございまして、これは四・二五％の金利でございます。同じような中小企業構造改善貸し付けが四・六五というものを比べますと、そういう面では漁業サイドの厳しさに相当配慮をしているのではないかと考えております。

それからもう一つ、漁業経営の維持が非常に困難となっております中小漁業者に対しまして、既往債務の整理のための長期低利資金でございます。いわゆる漁業経営維持安定資金というものの融通もやっております。

ただ、ただいま委員がおっしゃいましたように、農業サイドは農業サイドのいろいろな事情というものを踏まえてああいふ形での資金制度というものがつくられていくわけでございますので、私ども、今回創設いたしますこの漁業経営改善促進資金の早急な有効活用を図ることは当然でございますが、引き続き、融資面でどういう充実強化ができるかということについては今後とも検討してまいりたい、かように考えているところでございます。

○初村委員 私は、今漁業と農業の比較を申し上げましたけれども、農業が優遇されているとは思いません。しかし、二％の十年据え置きの二十五年度償還というのは、漁業だけじゃなくて、一般の商業についても非常にびくびくされるような資金なんですね。ある面では、国がそれだけ農業政策

を重視しているという点にあるわけですが、私から言わせると、漁業を非常に軽んじているのではないかと、水産国日本でありながら、そういう意味合いからすると、ちょっと足りないというふうな感じがいたしてあります。

例えば、今度の融資制度の中に、対象となる六つの特定業種、これが沖合の底びき網、以西底びき、遠洋カツオ・マグロ、それから近海のカツオ・マグロ、まき網漁業、それから中型のイカ釣り漁業、この六つですね。先ほど答弁をお聞きしておりましたら、沿岸漁業についてはどうなんですか、今度の融資制度はないのじゃないですか。

○鎮西政府委員 沿岸漁業と中小漁業を比べてみますと、沿岸漁業は中小漁業に比べて、いわゆる日帰り操業等が主でございまして、運転資金の需要という面においては中小漁業と格段の違いがあるというのが一点でございまして。

それから、沿岸漁業者につきましては、ただいまも申しましたように、その経営維持のためにあるいは負債整理のためにいろいろ緊急資金を設けておりまして、そういう対応は相当充実した対応を既にやっているということがあるわけでございます。

○初村委員 ちょっと法案と離れますけれども、私は両方よく知っているわけですね。その中で思うのですけれども、例えば農業分野で金利が五%を超える公庫資金の借りかえについては、これは農家負担軽減支援特別資金が設けられておられるわけですが、漁業の分野ではそういうのは先々全然考えられておりませんか。

○鎮西政府委員 沿岸漁業者に対応いたします往債務の借りかえのための制度をいたしまして、先ほど申しました、いわゆる緊急融資制度と言っているものがございまして、比較的良好に使われておりますのがこの漁業経営維持安定資金というものでございまして、さらにもっと大変な経営状況になっている漁業者に対しましては、関係機関の支援、協力というものを前提にいたします。

二%の漁業経営再建資金というふうなものがございまして。

○初村委員 経営形態が違ふということでありすが、ただ沿岸漁業の数からしますと、漁業経営体の九五%でしよう、もうほとんどですよ。それから、就業者三十四万二千人のうちの八三%ですから、これが沿岸漁業に従事しているということでありまして、そういう認識を持って、ぜひ将来的にも日本が水産国であってほしいという気持ちを私は訴えているわけでありまして、水産庁としては、漁業経営体が違うからとか規模が違うからとかという点ではなくて、漁業に息づく若い人たちがもうやはり明るい光を与えていただきたいという気持ちで、この点はぜひ前向きに将来展望を示していただきたいというふうに思っております。

それから、漁業災害補償制度についてちょっとお聞きをしたいと思ひます。ニーズに合わなかったということでありまして、加入率が低い原因、どういふところにニーズが合わなかったのか、それから今回の見直しについて何年ほどそのニーズというものを調べられたのか、その辺についてちょっとお聞かせをいただきたいと思ひます。

○鎮西政府委員 例えば、漁業共済に關します漁協系統、これが一番推進の母体になっているわけでございますが、漁協系統が漁業者に対してアンケートをとっておりまして、そこでなぜ加入をしていないのかというのをいろいろ聞いていますものがございます。

これによりまして、例えば漁協の市場でいわずに共販をしていない、これは制約としてやむを得ないのでございますけれども、各種の漁業共済制度につきましまして、たとえば共済金の問題、補償水準の問題、それから加入方式の問題、それから制度が非常に複雑である等々の問題をいろいろ漁業者が問題意識として持っておりまして、そういう加入してない理由のできるだけその隘路というものを制度的に取りまして、なるべく加入しやす

い、わかりやすい漁業共済制度にしたいというのが今回の改正のねらいの一つでもございまして。

○初村委員 先ほどの質問の中に、どれくらい前からこの調査をやられておられるのか、それから要するにニーズに合わないという理由がわかっております、わかっておりますけれども、どれくらいのスパンでこれをやられようとするのか、教えていただきたい。

○鎮西政府委員 こういった形での漁業者に対する意向の調査というのは、前回六十三年に制度改正をやっております、その後三年に一度ずつ継続的にアンケート調査をいたしまして、漁業者のニーズの把握に努めているところでございまして。

○初村委員 通告にない質問をさせていただいて本当に申しわけないというふうに思っておりますが、私は非常に、冒頭に言いましたように、新聞を見てからかなり激怒しておるのです。大変申しわけないのですが、できるだけ通告に従って質問させていただきたいと思ひますので、よろしくお願いしたいと思ひます。

最後に、この漁業災害補償制度について一つ心配な点がございましてお聞きをしたいと思ひますが、漁漁連の収支は、最近の単年度の収支を見ますと黒字なんですけれども、収支の累積を見ますと百十六億円の赤字になっているのではありませんかと思うのです。この長期的な収支に配慮して、分担の割合を連合会の理解を得て決定をすべきではないかというふうに思っておりますけれども、どうでしょうか。

○鎮西政府委員 連合会の収支につきましては、ただいま委員御指摘のとおり最近はかなり好転してまいっておりますけれども、過去の累積赤字というものがあつたというの事実でございます。ただ、そのためにいろいろと無利息、棚上げ措置等々を行うことによつて、国も相当の支援をやつてまいっております。

ただ、いずれにいたしましても、この共済制度におきます国と漁漁連の間の責任分担の考え方で

ございまして、やはり一定水準以上の大きな事故部分についてはその大部分を国が負担するというのが私は基本原則だということに考えておりますので、改正後の国と連合会との責任分担を決める場合にも、当然連合会の経営に支障の生ずることのないように、各方面の御意見というものを十分踏まえまして設定をしていきたい、かように考えているところでございまして。

○初村委員 次に、これはもう基本的なことですからお聞きをしたいと思ひますが、資源問題について触れたいと思ひます。

二百海里の時代に入つてまいりましたけれども、要するにある面では漁場が狭くなつてくるわけでありまして、資源の枯渇というふうな心配をする。あるいは、魚探とか電子機器などが非常に発達をしております。そういう面では先ほどから出ておりますように、とる漁業から育てる漁業といひますか、これは日中問題についてこの問題が出てきておりますので後でお尋ねをしたいと思ひますが、要するに資源自体が低水準にあつて、栽培漁業などによつてもなかなか回復が困難というふうに私は思つております。

そこで、管理型漁業というところで調整が行われておりますけれども、資源量に見合った漁業体制にしていくということ、大幅な縮減といひますか、経営体を少なくしていく、あるいは捕獲量を少なくしていくというふうなことをしなければならぬのではないかなという時代が来るのではないかなというふうに思ひます。

資源の回復のために水産庁としてどのようなことをやられようとするのか、あるいはどのようなことを打ち出していかうのか、どのようなことを考えておられるのか、教えていただきたいと思ひます。

○鎮西政府委員 御指摘のとおり、二百海里体制の定着あるいは公海漁業に対します規制強化の急速な動き等に対応いたしまして、世界に冠たる潜在生産力を持つております我が国の周辺水域の持続的な高度利用を図るというのがこれからの我が

国の漁業なり漁村の生きていく道であろうという認識は、委員と全く同じだろうと思います。

ただ、御指摘のとおり我が国周辺水域は相当長い間かなり稠密な利用が行われてまいっておりますので、特に国民の非常に重要な強い底魚類を中心にした資源状態が悪化しているということも事実でございます。この潜在生産力を持った周辺水域を将来にわたって安定的に利用していくというのが非常に重要な課題になっているわけでございます。

そのために、私もいたしましては、国連海洋法条約の批准、発効というのを踏まえまして、我が国の周辺水域の漁業資源の実態、それからどうなるのかという動向予測というものを、この七年度からかなり充実をいたしまして対応をしていきたい。そういうものを踏まえまして、いわゆる栽培漁業といったようなものの振興を図りますと同時に、資源量と現在の漁獲量が、相当漁獲努力量が大きいというのにつきましては、漁業生産構造の再編成、いわゆる減船対策というものもこれから引き続き続けていく必要がある、かように考えておるところでございます。

○初村委員 法案との関係で言いますと、私は、まさに今言われたような、将来資源の確保という観点でこの金融制度を回した方がいんじゃないかというふうに思っているのですが、どうですか。要するに、先ほど言いました二法を含めて、将来的に資源確保のためにその金融制度を修正する、改正するというぐらいに大胆にやらないとどうなのかと私は危惧をしておりますけれども、どうでしょうか。

○鎮西政府委員 先ほど来も御説明いたしましたように、一つはそういう栽培漁業公社といったような資源管理を行います地域の会社なり団体を近代化資金の貸付対象者に加えるというふうなこともやっておりますし、今回の漁業経営改善促進資金は、まさに従来、ともすれば漁船設備の重装備

と申しますかあるいは船団構成をきちっとした形で、コストがかかり、大量の水揚げでないとなかなか漁業経営自身が成り立たないということに陥りがちであったわけでございますが、構造改善計画の今後の方向といたしましては、省エネだとか省人化あるいは販売面の多角化だとか、製品の付加価値向上といった、重装備型でない、どちらかというとソフト面も加重したりストラ、新しいそういう中小漁業経営体をつくっていくべく今後私もとしましてはそういう形での構造改善計画の策定に向けて努力をしていきたい、かように考えております。

○初村委員 期待をしておりますので、お願いしたいというふうに思っております。それから、日韓の漁業問題についてですが、私は長崎の監視船に乗ったことがございます。船籍も、それこそペンキを塗ってどこの国のこの漁船かわからない。その監視船の中で韓国語とあわせて中国語でも呼びかけますけれども、なかなか操業をやめようとしないうるような現状を見ております。国内におきまして、例えば密漁をやっている漁船に対しては、海上保安庁もペンキを、発射式の銃みたいなのもやっておられますけれども、そういった取り締まりがある面では逆に発砲事件ということまで起こしている、向こう側から発砲されるという現実もあっているように思います。

そこで、私先ほど、これは趣旨とちよつと違いますが、日韓漁業の問題について質問を、私は説明を聞いておりません、このペーパーを一枚いただいただけでございますので、お願いしたいと思っておりますが、先ほど冒頭に言いました遠藤さんの話ですが、何か政府委員ではないというふうなことで連絡がとれないというところで間違いないですね。

○鎮西政府委員 そのようでございます。○初村委員 ただ、先ほど長官言われましたA P

ECを含め四回、この間に歴代何人の総理がおられますか。

○鎮西政府委員 細川総理、羽田総理、村山総理という内閣でございましたが、その三回は、たしか細川総理が二回、村山総理が一回、それにブラSAP ECで村山・金泳三大統領が一回行われていると承知しております。

○初村委員 私は、自民党さんが主導でやられているということに文句を言っているのじゃないのです。要するに、水産庁の姿勢として、どうしても自民党の水産部会を通さないとこの話ができないのかどうかというのが一つ問題だと思いますし、それから新聞の書き方にもよるのでしょうけれども、私は、今の漁業の実態からいいますと、要するに全国民が挙げてこの問題を真剣に考えておかないと大変なことになりますよということを申し上げたいのであります。水産庁の姿勢としてどういふことなのか、これは事実とすればゆゆしき問題であるというふうに認識をしておりますけれども、どうですか、長官。

○鎮西政府委員 先ほど申しましたとおり、実質的に二十七日に合意ができたことになったという状況を踏まえまして、たまたま、あらかじめ先週からセツトされておりました自民党の水産部会に、二十七日に他の案件の報告とあわせて、あす公表いたしますけれどもこういう形で合意ができそうだという報告を行っておるというのが事実でございます。決して、ただいま委員御指摘のようなことで私も協賛が調いつつあるからというところで急遽水産部会を設定していただいた、こういうことではございません。

○初村委員 他の報告というのは何ですか。あした明らかなりなりますけれども他の報告というのは何ですか。

○鎮西政府委員 済みませんでした。自民党の水産部会は二十八日の三時でございますが、公表が五時でございます。ちよつと私勘違いしておりますので……。

他の報告は、阪神大震災におきます水産被害、

漁港被害なり共同利用施設の被害、そういう報告をやっております。

○初村委員 今発言の中に、あした明らかなりますがというのは何ですか。何が明らかになるのですか。今言われたでしょう。

○鎮西政府委員 私がたまたまその記者会見に立ち会っていませんでしたものだから、ちよつと事実関係を申し上げましたが、自民党の水産部会には二十八日の三時に開かれておりまして、その際に阪神の大震災の報告とあわせて、本日五時にプレスに公表するという運びにしておりますけれども、こういう中身で実質合意ができましたというところをお話し申し上げました。

それから、余分なことかもしれませんが、その二十八日になりました、与野党の国会議員の先生方には極力御連絡するように、私も御説明に参るあるいは関係資料を手交させていただくということをやっております。

○初村委員 対応の仕方が、私さつき言いましたように、自民党さんと私もどこの対立の構図をつくろうというんじゃないのです。漁業問題は農業問題以上に、あるいは同じぐらいに全国民が対処していかなければいけないという認識を持っていただきたいということなんです。よろしうございませう。

そのペーパーを私はいただいております。お会いできませんでしたがけれども、この中で幾つか質問させていただきたいと思っております。

昨年来交渉が続いてきました日韓漁業の自主規制の措置が二月二十七日に合意に至っております。これは先ほど説明があったとおりでございますので、その中で新漁業秩序というのはどういうことなのか、この辺を具体的に教えていただきたいと思っております。

○鎮西政府委員 私どもが韓国との間で合意をいたしました表現がまさに、先ほど御説明いたしました、将来の望ましい新漁業秩序の形成に共同で努力していく、この努力の一環として共同資源調査を実施し、その調査を踏まえて日韓間におきま

す将来の望ましい新漁業秩序に関し早期に協議を行おうというのが合意文書のそのものでござい

ます。ここで新漁業秩序とは何かということでござ

います。九回にわたります協議、あるいは私も庁

長官官談といふのをやっております。そういう

経過を通じて私も主張いたしましたのは、先

ほど御説明いたしましたように、国連海洋法条約

の発効、それから両国ともこの批准国になるこ

う状況を踏まえて、日韓二国間の漁業関係は、長

い歴史と経緯、背景、錯綜した水域を共同で使

理措置として十全かどうかということについて限

界があるのではないかと、仕組み自身にそういうこ

とをきちっと担保できることをインプットする必

要があるのではないかと、それに加えて、国連海洋

法条約の発効、両国の批准という新しい事態に

なつてはどうか、こういうことを向こう側に強

く要請をいたしました。

韓国政府としても、中長期的にそういう枠組み

で日韓漁業というものを考えていかなければ、韓

国政府としても、中長期的にそういう枠組み

で日韓漁業というものを考えていかなければ、韓

国の漁業サイドにとつてもメリットにはならな

いということについて御理解を得られたのでは

ないか、そういうように私は理解をしております

す。

○初村委員 最後に、小型トロール漁船等の韓国

の国内法上無許可の漁船の取り締まり対策につ

いては強化するというふうな書いてあるのですが、

許可をもちあつたというふうな漁船が、そういう違法

操業を公海あるいは日本海側でやってきた場合に

はどうなるのですか。

○鎮西政府委員 韓国の政府当局の正規の許可を

受けて日本の周辺水域で操業している漁船との間

の操業のルール化等々が、今まで苦勞してまいり

ました自主規制措置の中身でござい

ます。それに加えて、最近、韓国の漁業制度として

認められていない、いわば無法漁業と申します

か、小型トロール漁船が現実的に日本の近海に相

当参りまして操業するということとござい

ます。これについては本来存在してはならない漁

法、漁船でござい

ますので、そういうものについて

も取締官会議あるいは日韓の実務者会議で議題

に取り上げまして、これの根拠対策というこ

とについて韓国側の協力もお願いするということ

とで新しくこれは加わった、こういうこととござ

います。

○初村委員 日中にしましては日韓にしまして

も、まさにその部分が問題なんです。

そこで、今議題となるということとあります

が、具体的にどうい

う回答が韓国側から引き出さ

れておりますか。

○鎮西政府委員 違反操業のそういう小型トロー

ル漁船につきましては、いわゆる日韓協定なり自

主規制措置の対象外の話で、存在しない漁船のこ

とでござい

ますので、従来その枠組みの対象には

なつていなかったわけとござい

ます。したが

いまして、その枠組みのほかに、日韓の

実務者会議あるいは取締官会議の場で、こういう

漁船がいつこういうところに進出をして、日本の

定置性漁具を損壊したり漁場競合でトラブルを生

じているということを通報いたしますれば、韓国

当局はそれを受けて国内での取り締まり体制、罰

則等々の対応をする、こういうこととござい

ます。

○初村委員 さつき私はこの質問をする前に、私

が現場で見た韓国漁船が中国漁船がわかりませ

んけれども、違反操業をしている船といふのは船籍

がわからない。それをどうやって捕まえるのです

か、摘発されるのですか。その辺の問題も向こう

と協議されてい

ますか。

○鎮西政府委員 船籍隠ぺい船の問題はこの小型

トロール漁船の問題とは必ずしも同じではないの

でござい

ます。正式に許可を受けているもので

も、日本近海、あるいは操業期間なり操業区域と

して自主規制措置の中で操業できないときに進出

してくる漁船は船名を隠ぺいしております。

それについてはなかなか難しいわけとござい

ます。近づいて現場で見つければ警告を発し、そ

の漁場から退歩していただくというような措置を

現場でとります。あるいは写真撮影等々で日

時、船型というものを韓国側に通報いたしまし

て、その船名の把握と韓国側での適正な処置とい

うものを求めてきているということとござい

ます。

○初村委員 現場の漁業者からいただいた資料

で、要するに加害船とい

います。違反操業して

いる船はほとんどが不明なんです。わからない

という状況なんです。この辺をぜひ何らかの方

法を考えていただきたいというふうに思っており

ます。

それから、その共同資源調査をいつまで行

うかということとござい

ます。一年間ぐらいで共同資源調査を終え

まして、来年、なるべく早い時期に新しい漁業秩

序の形成に向けた協議に入りたい、かように考

えております。

○初村委員 それから、日中漁業についてちょ

っとお聞きしたいと思います。二百海里の

海洋水域の全面適用あるいは資源管理水域の設定

ができなかったというこ

とは、理由は何か

か。それから、共同漁業資源調査、さつき言

いましたけれども、いつまでやられるのか、どれく

らいの期間やられるのか。この二点だけ教えていた

だいたいと思

います。

○鎮西政府委員 今回の実務者協議におきま

して、我が国が、資源の保存管理、操業秩序のル

ール化、あるいは国連海洋法条約の発効、批准とい

う新しい事態を踏まえまして、現在の日韓の漁業

の枠組みが限界に

来ている、新しい国際法秩序の

もとで見直されるべきじゃないかというのを強く

主張したわけとござい

ます。これに

対しまして韓国側は、従来からそうでござ

いまして、現行の日韓漁業協定の締結時の経

緯、それからその背景、韓国の国民感情等から見

て現行の枠組みの早急な変更は非常に困難である

という主張を一貫して繰り返してまい

ったわけと

ござい

ます。今回直ちにいわゆる日韓の新たな

漁業秩序の形成というこ

には至らなかったわけ

でござい

ますけれども、先ほど来何回か御説明

いたしておりますように、共同資源調査というもの

を踏まえまして早期に将来の望ましい新漁業秩序

に関し協議を行うというこ

とで合意を見られたわ

けでござい

ますので、相当大きい進展があつた

というように私自身も考

えているわけとござい

ます。

それから、その共同資源調査をいつまで行

うかということとござい

ます。一年間ぐらいで共同資源調査を終

えまして、来年、なるべく早い時期に新しい漁業秩

序の形成に向けた協議に入りたい、かように考

えております。

○初村委員 それから、日中漁業についてちょ

っとお聞きしたいと思います。二百海里の

海洋水域の全面適用あるいは資源管理水域の設定

ができなかったというこ

とは、理由は何か

か。それから、共同漁業資源調査、さつき言

いましたけれども、いつまでやられるのか、どれく

らいの期間やられるのか。この二点だけ教えていた

だいたいと思

います。

○鎮西政府委員 今回の実務者協議におきま

して、我が国が、資源の保存管理、操業秩序のル

ール化、あるいは国連海洋法条約の発効、批准とい

う新しい事態を踏まえまして、現在の日韓の漁業

の枠組みが限界に

来ている、新しい国際法秩序の

もとで見直されるべきじゃないかというのを強く

主張したわけとござい

ます。これに

対しまして韓国側は、従来からそうでござ

いまして、現行の日韓漁業協定の締結時の経

緯、それからその背景、韓国の国民感情等から見

て現行の枠組みの早急な変更は非常に困難である

という主張を一貫して繰り返してまい

ったわけと

ござい

ます。今回直ちにいわゆる日韓の新たな

漁業秩序の形成というこ

には至らなかったわけ

でござい

ますけれども、先ほど来何回か御説明

いたしておりますように、共同資源調査というもの

を踏まえまして早期に将来の望ましい新漁業秩序

に関し協議を行うというこ

とで合意を見られたわ

けでござい

ますので、相当大きい進展があつた

というように私自身も考

えているわけとござい

ます。

それから、その共同資源調査をいつまで行

うかということとござい

ます。一年間ぐらいで共同資源調査を終

えまして、来年、なるべく早い時期に新しい漁業秩

序の形成に向けた協議に入りたい、かように考

えております。

○初村委員 それから、日中漁業についてちょ

っとお聞きしたいと思います。二百海里の

海洋水域の全面適用あるいは資源管理水域の設定

ができなかったというこ

とは、理由は何か

か。それから、共同漁業資源調査、さつき言

いましたけれども、いつまでやられるのか、どれく

らいの期間やられるのか。この二点だけ教えていた

だいたいと思

います。

○鎮西政府委員 今回の実務者協議におきま

して、我が国が、資源の保存管理、操業秩序のル

ール化、あるいは国連海洋法条約の発効、批准とい

う新しい事態を踏まえまして、現在の日韓の漁業

の枠組みが限界に

来ている、新しい国際法秩序の

もとで見直されるべきじゃないかというのを強く

主張したわけとござい

ます。これに

対しまして韓国側は、従来からそうでござ

いまして、現行の日韓漁業協定の締結時の経

緯、それからその背景、韓国の国民感情等から見

て現行の枠組みの早急な変更は非常に困難である

という主張を一貫して繰り返してまい

ったわけと

ござい

ます。今回直ちにいわゆる日韓の新たな

漁業秩序の形成というこ

には至らなかったわけ

でござい

ますけれども、先ほど来何回か御説明

いたしておりますように、共同資源調査というもの

を踏まえまして早期に将来の望ましい新漁業秩序

に関し協議を行うというこ

とで合意を見られたわ

けでござい

ますので、相当大きい進展があつた

というように私自身も考

えているわけとござい

ます。

それから、その共同資源調査をいつまで行

うかということとござい

ます。一年間ぐらいで共同資源調査を終

えまして、来年、なるべく早い時期に新しい漁業秩

序の形成に向けた協議に入りたい、かように考

えております。

○初村委員 それから、日中漁業についてちょ

っとお聞きしたいと思います。二百海里の

海洋水域の全面適用あるいは資源管理水域の設定

ができなかったというこ

とは、理由は何か

か。それから、共同漁業資源調査、さつき言

いましたけれども、いつまでやられるのか、どれく

らいの期間やられるのか。この二点だけ教えていた

だいたいと思

います。

○鎮西政府委員 今回の実務者協議におきま

して、我が国が、資源の保存管理、操業秩序のル

ール化、あるいは国連海洋法条約の発効、批准とい

う新しい事態を踏まえまして、現在の日韓の漁業

の枠組みが限界に

来ている、新しい国際法秩序の

もとで見直されるべきじゃないかというのを強く

主張したわけとござい

ます。これに

対しまして韓国側は、従来からそうでござ

いまして、現行の日韓漁業協定の締結時の経

緯、それからその背景、韓国の国民感情等から見

て現行の枠組みの早急な変更は非常に困難である

という主張を一貫して繰り返してまい

ったわけと

ござい

ます。今回直ちにいわゆる日韓の新たな

漁業秩序の形成というこ

には至らなかったわけ

でござい

ますけれども、先ほど来何回か御説明

いたしておりますように、共同資源調査というもの

を踏まえまして早期に将来の望ましい新漁業秩序

に関し協議を行うというこ

とで合意を見られたわ

けでござい

ますので、相当大きい進展があつた

というように私自身も考

えているわけとござい

ます。

それから、その共同資源調査をいつまで行

うかということとござい

ます。一年間ぐらいで共同資源調査を終

えまして、来年、なるべく早い時期に新しい漁業秩

序の形成に向けた協議に入りたい、かように考

えております。

○初村委員 それから、日中漁業についてちょ

っとお聞きしたいと思います。二百海里の

海洋水域の全面適用あるいは資源管理水域の設定

ができなかったというこ

とは、理由は何か

か。それから、共同漁業資源調査、さつき言

いましたけれども、いつまでやられるのか、どれく

らいの期間やられるのか。この二点だけ教えていた

だいたいと思

先日、自民党の先生方の音頭取りで、私も同席をさせていただきましたけれども、はえ縄漁業と中国の漁船との問題、違反操業の問題が実はありました。中国船が、日本漁船がはえ縄を流しているところに来て、その海の上から刺し網を流すというふうな無法な操業を繰り返しております。とる魚種はアマダイであります。アマダイというのは回遊魚じゃありませんので、大体その辺に行けばとれる。日本の方は、ある程度大きさでないところないというふうなやり方をしておりますけれども、中国はそれをこそと網でとるといふような現状があるというわけでありまして。

実は、私はよく中国へ行くわけでありましてけれども、中国人は余りアマダイを食べないんですね。アマダイを食べない。じゃ、なぜ中国人がアマダイをとるかといいますと、日本の商社が買っているという現状であります。要するに、国内問題なんです。日中問題はある面では国内問題なんです。その辺の認識は持つておられますか。

○鎮西政府委員 アマダイをめぐる日中双方の漁場競合なり操業トラブルにつきましては、私も地元の漁協長等々の方から何回かお話を承っております。承知してはいます。その背景に日本へのアマダイの輸出というものもあるというところは十分承知しておりますけれども、アマダイそのものは輸入自由化品目でございますので、政府がこれをどうしようということができる性格であることは御承知のとおりでございます。私もどなたもいたしましては、そういう漁場におきます操業トラブルの防止あるいは資源の維持管理上も問題ではないかなという提起を中国側にいたしまして、引き続き中国との間に、共同委員会の場とかあるいは実務者協議の場というのがございますので、そういう場で提起をしていきたいというように考えております。

○初村委員 要するに、意識が違ふんですね。例えば、日本の漁業者はある程度大きさのアマダイしかとつちやいけないという方法をやつてい

ます。しかし、中国側になると、日本の商社が買うから、要するに金銭面で考えるとそれはたくさんとつた方がいいわけですから、そういう面では枯渇してくるということ、日本の漁業者と日本国内の商社が相矛盾することをやっているということなんです。国内問題なんです。

例えば、二月二十二日に水産庁から御報告いただきましたけれども、二月十五、十六で日中の漁業実務者協議に出られておりますけれども、その報告の中に、「日本側から、日本国内の操業ルールを遵守するよう要請したのに対し、中国側から、中国国内の法律に違反した中国漁船は処罰をします」ということです。要するに、例えばアマダイ一つとつてみても、アマダイに対する考え方が自分達が違ふのに、日本側が日本のルールにのっとつてくれ、あるいは中国側が中国の法律に違反した漁船だけ処罰しますよという全く感覚の違う、そういう一つの魚の種類についても全く感覚の違う国同士が協議をやつてもむだだということなんです。その前に日本国内でももっとも対策としてやるべきことがあるんじゃないですか。

それからもう一つ、あるいは「そうでないものは、要するに中国の国内の法律に違反していないものは、中国側の判断で指導を行うので、船名等を確認の上通報して欲しい」ということなんです。さっき言いましたように、船名がほとんどわからぬという状況なんです。こういう交渉を何度も何度も続けても意味がないんです。これが漁師を苦しめている原因でもあるんです。日本の水産業が上がつていかなない原因でもあるんです。もつともう私は交渉していただきたいというふうに思っておりますけれども、どうでしょう。

○鎮西政府委員 ただいまの問題は、公海の漁場の複数国で利用している場合に生じる問題でございます。日本の規制されている漁具漁法、中国の規制されている漁具漁法、韓国が規制している漁具漁法が違いまして、お互いに公海で競合した漁場を利用してということでございます。

どちらが違反だ、いけないということは言えない性格のものでござります。しかしながら、お互いに共同で利用している水域をそういう形で利用し続けますと、資源的に大変な問題になるということは当然あるわけでございます。その面では、日本は資源管理型漁業ということで相当先行しているという自負をしております。先ほど来御説明いたしておりますように、将来的には、東海、黄海あるいは日本海西部といったような、日韓中三国が共同で利用している海域におきます三國間の共通の資源管理機構的なものをつくる努力というのが、やはり日本が相当熱心に取り組むべき大きな課題であるという認識のもとに、とりあえず一番熱意が高い、先行している日韓関係につきまして、国連海洋法条約の批准というものを背景にして、資源管理なり操業秩序の維持に向けた新しい枠組みをつくりたいという努力をこれから緊急にやつていこうというのが私の立場でございます。

○初村委員 お互いに日中韓、多分韓国の方が近いと思ひます。概念的に言うこととすね。しかし、全く相反している利害があるということ認識の上で、ぜひもうまく日韓中のこの協議を進めていたいただきたいというふうに思っております。当然、資源というものは枯渇させちゃいけませんし、ある面では枯渇させてもお金にしたいというふうなところもあるわけでありまして、そういうことも十分に考慮されてやつていただきたいというふうに思ひます。

それでもう一点。要するに、将来的に大臣、やはり漁業版の新農政じゃないですけども新農政といったものが、私は、将来像をやはり国が提示すべきではないかというふうに思っておりますけれども、基本的な考え方で結構でございますので、お話をいただきましたというふうに思ひます。

○大河原国務大臣 農業については、米の部分開放その他大きなショック、これに対応する国内対策ができたわけでございますが、漁業の厳しさ

についても、農業と同じような厳しい諸条件が次々と提起されているということについては、ただいまも初村委員の御指摘のとおりでございます。

農林省としても、二十一世紀における沿岸漁業のビジョンというようなことについても一応平成六年度から打ち出しておるわけでございますけれども、やはり各種政策は農業等においてと、後追いをしているというようなことがあつては各般の部門における政策としてはあつてはならないわけでございますので、厳しい漁業情勢に応じた政策展開についての基本的な検討をいたさなければならぬ、さように思っております。

特に、もうしばしばお話が出ましたけれども、やはり国連海洋法条約の施行と批准、それに伴う漁業新秩序の問題等々、それとの関係における各種の国内漁業制度、これについての全面的な検討というふうな段階が、本年後半から本格的に進めなければならぬと思ひますので、それらとの関連においても検討を進めたい、さように思っております。

○初村委員 ちょうど三週間前に私が農林水産委員会の一一般質疑でさせていただいた問題がござります。諫早湾の干拓の問題であります。構造改善局と、あるいはその周辺の漁業者とが、全く違う利益と損害を受けているという現状であります。ぜひ大臣におきましては、この問題、私もまた大臣室にお伺いしてでもお願いを申し上げたいというふうに思ひますので、ぜひ農業者と漁業者、相互に立つような理解を示していただいて行政指導を行つていただきたいということを要望したいと思います。

○中西委員長 山田正彦君。

○山田(正)委員 新進党の山田正彦でございます。

今、私の手元にこの二法案についての資料をいただいておりますが、表題は「中小漁業融資保証法等の一部を改正する法律案、漁業災害補償法の

一部を改正する法律案について」とあります。この中に、この法案の論点と問題、いわゆるこういう法案を出すに至った理由と云つていいと思ひますが、それについての説明が書かれております。それをちよつと読ませていただきますかと思ひます。

国内の生産額も下がつてきたという中で、一方、水産物輸入は増大を続けた。「平成五年の水産物輸入金額は一兆六千二百七十六億円、ドル・ベースでは昭和六十年以降の八年間で約三倍に急増している。ちなみに、水産物輸入金額は、穀物輸入の約三・二倍に相当する。」そう書かれてあります。そしてそのくだりに、「このため水産物の産地価格は低迷を続け、また資源状態の悪化に伴う水揚げ量の減少もあつて、沿岸漁船漁業の漁業所得は平成四年以来減少を続けており、中小漁業の経営も、平成四年に八年ぶりに赤字に転落し、翌五年には赤字幅がさらに拡大をしている。」そこで、いわば中小漁業者に対する融資、それに伴う融資保証法の一部改正、こういう法案が今回出された、私はそう理解しているところであります。

この輸入の急増、これがなぜこういうふうに至つてきたか。今回、私の質問はそのあたりから入らせていただき、後半、具体的な法律についての話をさせていただこう、そう思つております。

まず、魚類の輸入については、ウルグアイ・ラウンドの交渉の経過もあつた旨、前回私が二月十五日の質問で大臣にお伺ひいたしておりますが、その中で大臣は、漁業においては軽微な影響、すなわち漁業者にとっては大変厳しい認識をされている。私にとつても悲しいことでございました。そういう中で、輸入割当制度を残した、I・Q制度を残した、これで何とかというふうに関き取れたわけですが、この輸入割当制度、これは一体どのような魚についてなされているか、その枠についての説明をお願いいたします。

○鎮西政府委員 現在、いわゆる輸入割当制

度をとつております魚種は、タラとかブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ等々のいわゆる沿岸魚介類というもののほかに、ニシン、スケトウダラ、タラの卵、イカ、それから干しノリ、昆布等々でございます。

○山田(正)委員 それは全部一括して、例えば魚介類枠に入っているのか、スケトウダラとかイカとか、それは別枠なのか、まずその辺を説明していただきたい。

○鎮西政府委員 水産物枠につきましては、もと一括した金額枠ということで、現在も残っておりますが、韓国水産物枠というのから発足したという経緯が一つございます。

それから自由化されていったもの、あるいは特殊の状況というものを背景にいたしました単品で数量割当に移したものの等いろいろございまして、現在韓国水産物枠、魚介類枠というのが一括した金額割当でございますし、先ほど申しましたニシン、スケトウダラ、ノリ、昆布のたぐいはいわゆる数量割当で、こういう制度になっております。

○山田(正)委員 それでは、タラ、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ、ホタテガイ、貝柱、煮干し、これが魚介類の一括枠だ、いわゆるぶつ込み枠だ、そうなつていようであります。なぜ例えはニシンとかスケトウダラとかイカとかについてはそれぞれの魚種によつて分け、数量でやり、このタラ、イワシ、アジ、サンマ、ホタテガイ、貝柱、煮干し、これをぶつ込みでやつていようのか、これをお聞きしたい。

答える場合に、かつてそういうことがあつたからそういうことになつていようのか、韓国の、今までの歴史的なことであるとか、そういうことは必要ありませんから。実際なぜこういふものをぶつ込みで入れているのか。例えばブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ、この辺のぶつ込みは幾らか理解できるけれども、ホタテガイとか貝柱とか煮干しをぶつ込みで入れるというところは、あるいはこの金額の中で、アジならアジ、イワシなら

イワシ、サンマならサンマ、こういったものを極端に多く輸入して、ホタテガイとか貝柱を入れないということもあり得る。ところが、アジ、サンマはその年に非常に大量にとれていよう。金額枠であつたら、そのものについて大量に入れ、ほかの魚種を入れないということもあり得る。そういったことも考えながら、なぜこのようないくつかの魚種をぶつ込みで入れているのか、イワシとかアジ、サンマと一緒にホタテガイ、貝柱、タラ、そういったものも入れているのか。その辺をひとつ御説明いただきたい。

○鎮西政府委員 先ほど申しましたように、水産物枠というのがもと一括金額枠ということでスタートしたという経緯が非常に重要でございます。

では、現在どういふ考え方で残っているのかと申しますれば、ただいま委員御指摘のように、アジ、サバ、イワシ等々はいわゆる沿岸魚介ということ、漁獲変動あるいは消費というふうなものを考慮いたしまして、その代替性等々から一括して金額割当で入れている方が国内の需給事情にに応じてタイドな魚種が入り、需給が緩和しているものは入りにくいということになる、そういう機能の結果とされるという考え方で、現在も魚介類枠というのは一括して金額割当でしていただいております。

○山田(正)委員 今の長官の説明だと、代替性があるから。実際にアジ、サバ、あるいはサンマ、イワシ、この辺は代替性があるかもしれない。しかし、タラ、ブリ、ホタテガイ、貝柱、煮干し、ここに本当に代替性があるのか。いかげんな回答じゃなくて、本当に説明してもらいたい。

○鎮西政府委員 そういうことで一括割当で残つておるわけでございます。

たしか先日御答弁申し上げましたとおり、イワシ、アジ、サバ等につきましては明確に代替関係というものは、これは常識でもわかると思ひます。では、サバとホタテガイとがどれだけ代替関係にあるかということについては、理論的には相当程度の代替性というのがあると思ひますけれども

も、アジ、サバ、イワシと同じような意味において、そんなに強い消費の代替性というものはない。ただ、これは沿岸的にももと一括金額割当でスタートしたものが今沿岸魚介類枠として残つていようということ御理解をいただき、またかつ、金額一括割当でが行われていることによつて、そういう形で国内の需給にかなり機動的に対応できる面もあるということについては御理解をいただきたいと思います。

○山田(正)委員 長官も、イワシ、アジ、サンマ、サバについての代替性は認められたものの、その他については理論的には認められるけれども云々という答弁でございました。私は、これは本当に納得できないし、いわゆる輸入割当の枠そのものを考え直していただきたい、変えてもらいたい、そう思つておりますが、この輸入割当で制度というものは一体どういふものであるか、まずそれを手短かに、長官も一度答えていただきたいと思ひます。

○鎮西政府委員 輸入割当で制度の根拠になつておりますのが外国為替及び外国貿易管理法でございます。そして、そこに輸入の承認制度というのがございまして、これによりまして、「外国貿易及び国民経済の健全な発展を図るため、貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、輸入の承認を受ける義務を課せられることがある。」というところで、通産大臣が輸入割当を受けなければならない貨物の品目等々を定めて公表する、そのときに物資所管大臣の同意を要する、これが現行の輸入割当で制度のあらましでございます。

○山田(正)委員 輸入貿易管理令でいくと、通産産業大臣がその所管の大臣として最終的な割当を決定するということになっておりますが、実は私も通産省にこの輸入割当で制度はどういふものであるかということ昨日聞いてみました。それによりますと、消費量と国内の魚介類の生産量、在庫量、これを勘案して不足分を輸入割当とする、これが制度である。これでいくと、一つ大臣にお聞きしたいのですが、輸入割当で制

度、最初に水産庁長官が言った魚種についてはい
わば原則としては輸入できないのだ、ただ国内生
産が不足している部分だけを輸入割り当てして輸
入できるのだ、これについてそういうふうには確
認していいものかどうか、大臣の口からはっきりと
お聞きしたい。

○大河原国務大臣 沿岸漁業なり沖合漁業の漁業
者の供給する水産物種類を保護するために、やは
り国内の需給状況を見て必要なものに限り輸入
を認めるといのが原則だと思います。ただ、実
際問題としては、水産関係の貿易関係等が多岐に
わたっておりまして、したがって、輸出国等から
一定量の供給を常に求められるわけでございます
ので、国内需給関係についても幅を持って判断を
いたしてその数量が決められてきておるといふ経
緯はあると承知しておるところでございます。

○山田(正)委員 どうも大臣の方は、私の言う不
足分を輸入割り当てできるのだ、本来、原則とし
ては輸入はできないのだということの確認を大臣
がはっきり言ってもらったのかどうか不明確なの
ですけれども、それはそれで、私の言うとおりで
いいのでしょうか。イエスかノーでまず答えてい
ただきたいと思います。

○大河原国務大臣 事柄の性質上、イエスカノー
かというようなお話では必ずしもないと思うので
す。要するに、国内の沿岸漁業者あるいは沖合漁
業者、そういうものの供給する魚介類を保護する
ということ、国内需給を見て、不足分をにら
んで割り当てをしていくというのがあらゆるほかの
IQ物資等についても同様だと思うわけござい
ます。

ただ、その数量の決め方については、今日の国
際化の時期、関係国からの開放体制への強い要請
等もございまして、国内需給関係についての幅に
ついては弾力的に見て、不足する数量の何とい
いますか見方等についても、いろいろ従来の経緯で
は幅を持たせてきておるといふふうに思うわけ
でございます。

○山田(正)委員 まあ生産量が不足したところに

需給を見ながら入れるとした場合に、まずサバだ
けでお聞きいたしますが、実は平成五年度国内生
産は五十万九千五百一十トン、平成四年度の約
三・二、三倍ぐらいあてております。平成四年度
の輸入量は十三万七千二百七十トン。ところが、
五年度はさらにそれから約五万トン以上あててい
る。生産量が四倍ぐらいい、漁獲高が国内で四倍近
くふえているのに、輸入量も五万トンふやしてい
る。これはどういうことでございますか。大臣に
お聞きしたい。

○鎮西政府委員 ただいまお話ししましたよう
に、魚介類枠というところで一括されております
ので、その年々の国内の需給価格の動向によつて何
が入るかというのが結果的に決まって、サバがあ
えたということでございます。

ただいま委員が御指摘の、国内生産量が非常に
ふえたではないかということでございますが、こ
れも先日御説明したかとも思いますけれども、
トータルの生産量は確かに非常にふえております
けれども、そのうち焼き魚だとかあるいは開き物
等々になる大中小型のサバの割合というのが非常に
低うございまして、飼料用にはほとんど向けられる
極小サバと申しておられますけれども、これの割合
が非常に高かったということ、国内におけるそ
ういう生食用あるいは加工用のサバの需給がタイ
トになった、この結果輸入がふえた、こういうよ
うに御理解をいただきたいと思います。

○山田(正)委員 私が調べている限りでは、生産
量が約三・二倍か三倍ふえて、輸入量もふえた、
その結果いわゆるサバの浜値が平成五年に三割か
四割下がった。それでもってなお、いわゆる極
小サバであつて加工用に向かなかつたから入れた
のだ、そういうことが言えるのかどうか、長官に
お聞きしたいと思う。

○鎮西政府委員 いわゆるサバの産地価格につ
きましては、大、中、小、極小込みの価格でござ
いまして、昔から大サバ小サバ論といろいろ議論が
あるのでございますので、この値段は、一つは全
体の需給ももちろん反映いたしますけれども、サ

バの大中小型の構成比、これが非常に大きく浜値に
影響する、このように御理解をいただきたいと思
います。

○山田(正)委員 どうも水産庁長官の説明で納得
がいきませんが、次に進めます。

そうであれば、アジについては、平成四年度に
国内生産量がほぼ横ばいでありましたが、輸入量を
約一万トン、三万八千トンから五万三千五百六十
トンにふやしている。さらにまた、イカについて
も、平成四年度は平成三年度の五十四万トンから
六十七万トンにふえているのに、輸入も平成三年
度の四万六千トンから平成四年度の五万二千トン
にふやしている。いわゆる国内の水揚げ高がふえ
ているのに輸入量をふやしている。さきの極小サ
バで加工にならなかったとか、いろいろな理由で
はなく、それによつて漁価が低迷してきている。
本来、輸入割り当ては不足分だけ輸入しなければ
いけないのに、これはどういうことなのか。いわ
ゆるイカと今のアジについて、水産庁長官から詳
しく説明をいただきたい。

○鎮西政府委員 アジにつきましても、サバで御
説明いたしましたように、いわゆる一括した魚介
類枠というものを設けておるわけでございますし
て、そのうちアジが何トンという割り当てでは
ございせん。したがって、政府当局が輸入
をふやしたとか減らしたというものではございま
せん、国内の需給を反映して、結果的にサバが
ふえ、アジがふえた、まず、このように御理解を
いただきたいと思います。

そういう中で、アジの生産もふえ、輸入もふえ
ているということでございますが、これは国内の
需給規模の問題、あるいは加工仕向けがふえたとい
ったような問題がございまして、国内生産がふ
えたから一概に輸入が減らなければならない、こ
ういうことではないと思っております。

○山田(正)委員 先ほどの話を聞いてみると、い
わゆる一括してアジ、サバとかホタテガイとか
云々の金額枠で輸入をやっているから結果として
そうになったということは、いわゆる輸入割り当て

制度、本当に零細の漁民を救うために、生産者を
救うためにこの魚介類にある輸入割り当て制度が
機能していないと言っているのじゃないか。ひと
つ率直にその点は考えていただきたい、そう思っ
ております。

イカについては枠外であります、例えば金額
で入れているから、勝手に輸入業者が需要の高い
アジとかサバを安く入れて国内生産者を苦しめた
ということじゃなくて、イカだけはいわゆる別個
に数量で割り当てたと聞いておりますが、それ
について、なぜ平成四年度においては生産もふえた
のに、漁獲高もふえたのに輸入量もふやしたの
か、これについてお聞きしたい。

○鎮西政府委員 イカは、ただいま御指摘のと
おり、数量枠でやっておりますけれども、平
成四年度は上下とも、平成三年度あるいは平成二
年度と割り当て枠そのものは横ばいで、平行で
ございまして、ふやしてはおりません。

○山田(正)委員 今の長官の説明だと、枠はふ
やしてないと言っていますが、平成三年度から四年
度にかけては四万六千トンから五万二千トンに
ふえていすね。これはどうしてですか。

○鎮西政府委員 御承知かと思ひますけれども、
割り当ては上期、下期でやるわけでございます
が、その割り当てを受けて輸入承認を受けた人が
実際に物を入れるかというの、これは当該期
間とは必ずしも違ひまして、それからかなり後
になるわけでございますので、前期の割り当て
いは前々期の割り当てを受けた輸入が、通関の実
績として、その期にたまたま多くなった、こうい
うように御理解をいただくべきだと思います。

○山田(正)委員 輸入業者が、今の話では悪い
だ。いわゆるその期に前期の割り当て分を通関
させた、入れてしまった。それは監督機関として
は大いに問題があるのじゃないですか。当然、そ
の期に、その年度に入れるべきイカを、その前
あるいはさらに後の分等がその期に入つたとか
という説明では、監督不行き届きの農水省の責任、
そしてまた、そういった業者に対する輸入枠の割

り当て、これはなしてはならないと思いますが、長官、いかがでございますか。

○農西政府委員 こういった割り当て制度等々、他の品目も全く同様のルールでございますが、いわゆる割り当てにつきましてはもちろん有効期間というのがございます、その有効期間を徒過いたしまして、割り当ては失効いたしまして、しかしながら、その期間の中では、コマースペースでいつ入れられるかというところは、これは商業活動の一環として行われる、こういうことでございまして、当該年度に二万トンの割り当てだから当該年度二万トンの実績でないのはおかしいということではございません。御理解を願いたいと思います。

○山田(正)委員 長官の説明は私には、だれが聞いたって納得いかないと思うのですが、では何のために輸入割り当てがあつて、いわゆる不足分だけを輸入し、生産者を保護しようという趣旨が全く生かされていない、そう思われます。

いつまでもこんなことを話していてもしょうがありませんので、一体その輸入割り当てというのは、だれがこの年度イカをどれだけ入れようかと決めているのか、それを明らかにしていただきたい。

○農西政府委員 先ほど大臣の方からお話がございましたが、水産物の輸入割り当てに当たりましては国内の水産物の需給動向あるいは市況を勘案いたしますとともに、我が国漁業者のほか、加工業者あるいはその他の最終需要者というものの対する影響にも配慮いたしまして、通商産業省と当省との間で十分協議の上、決定しているというところでございます。

水産庁といたしましては、水産物の生産、流通、加工、輸入に携わります関係者から需給情報を聴取する等、需給動向等の的確な把握に努めまして、需給動向に即した輸入によりまして国内の漁業への悪影響を防止いたしますとともに、もう一方では、国民への安定した水産物供給に支障のないように努めているところでございます。

○山田(正)委員 農水省の輸入に関しては、確かに農水省と通産省との間で話し合いがなされて、最後に決まるとおっしゃるのですが、いわゆる農水省のどの機関で、例えば農水流通課、ここで、だれがどういう形で、例えば農水省の省内の稟議で決めるのか。どういう会議で、またどういう資料、具体的な数値が出てくるかというのですが、どの資料で決めていく、どういう内容の資料で、本当にいまさっき言った国内漁業への悪影響をなくすためにやっているのか、それを具体的に説明をもらいたいと思うのです。

○農西政府委員 輸入割り当て決定は、水産物につきましても水産庁が責任を持って対応をいたしているところでございまして、省内決裁を経て、通産大臣への協議ということをやっているところでございます。

それから、輸入割り当てをする際のいろいろな基礎数値、基礎的なデータでございますが、例えば国内生産につきましては漁業養殖業生産統計だとか、あるいは水産物流通統計といったものがございまして、在庫量につきましては水産物流通統計、あるいは輸出入量なり為替レートにつきましても、貿易月表等々の公式な統計を使用しておりますし、またできるだけ直近のデータを使用するように心がけているというところでございます。

○山田(正)委員 私が言っているのは、農水省のどの機関で、どういう人たちが集まって、どのようにして決めているのか、その所在、これを明らかにしてもらいたい、今言ったようないろいろな公表された数値、それと直近のデータといえは、主要な四十二漁協の一番早い二カ月前の漁獲高の統計は、どうやら一番手に入りやすいようですが、そういったものをもとにしてやっているのか。その数値を公表して、例えばこういう資料でやっております、これで決めたという資料を明らかにしてもらいたい。今言ったように、どういう形で決めているのか、省内の協議機関もだれがどのように決めているか、それも明らかにしてもらいたい。それについて、水産庁長官からひ

とつ納得のいく御答弁をいただきたいと思ひます。

○農西政府委員 水産庁でございますので、当然、国家行政組織法に基づきます農林水産省設置法、組織令等々に基づきまして、担当課は水産庁の漁政部の水産流通課というところで対応をいたしております。

それから、この割り当てをやる際のそういう数値等々でございますが、これは、ただいま申しましたのはいづれも公表されている公式のデータでございまして、だれでもそのもの自身は見れるわけでございますが、委員のおっしゃっているのが需給推算等々を示せということでございます。これは、これは輸入割り当てを行うための計算の過程の数字、いわば内部的な参考資料でございます。これは公表するような性格のものではないというように御理解をいただきたいと思ひます。

○山田(正)委員 今のお話を農水大臣聞いておられたと思いますが、今は本場に、この二つの法案を出すに至つたのは、いわゆる魚、魚価の低迷、下がつてきている、これで食べられなくなった、そのために経営安定資金を出さなければいけない。そうであれば、この魚価を、本場にこの低迷を何とかして救わなければいけない。その意味からすれば、今おっしゃつたような、そういうどれだけの輸入割り当てを決めるかというのに、生産者、例えばイカ釣りの漁業者とか、そういうたまたまの委員として選出して、そんなに大人数じゃなくて十人ぐらいで結構だと思ひますが、その中で客観的な資料をもとにして、これはこの枠でいいか、いいかというふうには決まなければならない漁業者にとつてはたまつたものじゃない、国内の漁業者はそう思ひますが、大臣の見解、個人的見解で結構でございますが、いかがでございますか。

○大河原国務大臣 いろいろの御意見もございまして、水産庁長官等からもいろいろお答え申し上げておりますが、この水産物の輸入割り当て制度

につきましては、長い蓄積がございまして、経験に基づいてデータなりあるいは需要者や生産者等の意見を聞きながらやつてまいつたことでございまして、役所側の独善的な判断等ではないというふうには私も承知しております。その割り当て枠が適切でない場合には、いろいろな意見も生産者からもあるいは水産加工業者あるいは消費者等からも来るわけでございます。そういう点では、需給の動向というもののについての配慮をしながら、水産庁としては行つてきたものというふうには私も理解しているところでございます。

○山田(正)委員 そうすると、大臣にもう一度お聞きしたいんですが、このイカとかアジとかサバの国内生産量と輸入量のデータを見て、サバがほとんど浜値の値段が下がつてきたということを見ながら、やはり大臣は、前回話した漁業にとつてはウルグアイ・ラウンドも軽微な影響しかない、そういうような御認識としか受け取れない、大変悲しいことでございます。

次に、先ほどの水産庁長官のお話を聞いていますと、あれだけ国内生産量がふえたのに輸入がふえた、サバとかアジとかというものについてはいわゆる価額割り当てでそうなつたからだ、いわゆる価額割り当てで、本来水産庁としてはホタテガイを買つてもらうつもりで割り当て量を決めたら、実際にはその価額でサバとかアジを買つてしまつたんで、輸入量はアジ、サバがふえてしまつたというふうな考えられますが、このいわゆる価額で、数量じゃなく決めていくということ、これについて輸入貿易管理令、この第九条の二項、これによりまして、「前項の規定による輸入割当ては、貨物の数量により行なう。ただし、貨物の数量により輸入割当てを行なうことが困難であり又は適当でない場合には、貨物の価額により行なうことができる。」となつております。

農水省は、この輸入貿易管理令に反してはありませんか。これはどうお答えになりますか。

○鎮西政府委員 たしか前回の当委員会でも御説明をいたしたつもりでございませうけれども、輸入貿易管理令にはそのように書いてありまして、数量割当で、それが困難あるいは適当でないときは金額割当で、こういうことになっております。

したがって、水産物枠につきましては、先ほど来申し上げるように、当初全体を一括して金額枠でスタートした、こういう経緯がございまして、これを十分御認識いただきたいんでございまして、現時点におきまして、魚介類枠として対象になっているこれだけの多種の魚介類を、単品ごとにそれぞれ、ある意味ではかなり硬直的な数量割当でにするよりも、全体の中でその時々日本の漁獲の状況、国内の需給の状況というものが勘案されまして、ある程度輸入の代替性と申しますか、サバが高いときにはサバが入る、サバが安くなら、大きいサバがとれてサバが日本国内で十分提供できるということになればサバ以外のものが入るという形で、私といたしましては、現在の魚介類枠というものはそれなりに機能しているんじゃないかというように評価をいたしております。

○山田(正)委員 どうも水産庁長官は法律の趣旨がよくわかっていないようでございます。貨物の数量により行えない場合というのは、困難である場合あるいは適当でない場合、イカとかスケトウダラは数量割当でして、そして今この十年間で千何百トンの輸入が二十万トンにふえた、いわゆる二百倍にふえたサバについては、数量割当で困難であるとか適当でないとか、どうも聞いていて私どもには納得がいきません。

ぜひこれは、大臣も今お聞きになっておられると思いますが、農水省において、こんな二法案の改正等をするよりもまず魚価の安定についてどうするかということについて真剣に討議していただきたい。この輸入割当の問題、考えていただきたい、そう思っております。

この輸入割当で制度で最後にもう一つ。

ドル建てで、ドルで割り当てたとしております。ところが、このドル建ての割り当てというのは、きのうきょうと円がドルに比べて百円から九十円と、あるいは八十八円となったとき、あるいはこの五年間に、私が調べてみましたら、円が一歩安くなったとき、円が弱くなったときはドル当たり百五十六円だったと思っております。これだけ相場の変動があつて、これをドル建てでやった場合に一体どういうことになっていくのか。例えば百万ドルの割り当てをある商社にした場合、その商社が購入したときにきのうきょうと十円下がったとして、一億今まで払おうと思つておられるその枠が、その予定が、恐らく農水省の割り当ては百円か百五円か、幾らで計算したかわかりませんが、そうなる場合、輸入業者は九十円払えばいいことになる。そうなら、一億のうちの一千万は輸入業者の手に利益として丸々残つてしまつてはありませんか。こういうことをどう考えておられるのか。我々の、国民として、これは消費者サイドからしても納得のいかない問題であります。水産庁長官、お答え願いたい。

○鎮西政府委員 輸入量自身は基本的には国内なり輸出国におきます需給価格の動向に影響されるものでございまして、為替相場の変動が直接に輸入量の増減に影響を及ぼさないとするのは御理解いただけたらと思つております。

例えば、一万ドルという金額割当の中で、百円のときに一万トン買えたものが、一ドル九十円になりましたら一万トン買えなくなるわけでございます。ですから、あえて言いますと、その全部の要素を捨棄いたしますと、円高の影響というのは輸入量の数量の減に働くことだろうと思つております。

しかしながら、当然、円高のメリットを現地サイドにも少し分け与えろという行動というのがコマーシャルベースで行われますので、円高が数量の減には一〇〇%は結びつきませんが、あえて申しますれば、円高でございまして、ドル建ての割り当て量を据え置いた場合には数量の減に働く、

こういうように御理解をいただきたいと思つております。

○山田(正)委員 ドル建てでそのまゝにした場合に、むしろその分だけ国内にとつては安く入るから、その分商社が、例えば百万ドルの分を一億払うところが九千万で済む。一億の分国内にそのまゝ市場に流せばいいけれども、これを安く早く売りさばこうと思つて出した場合においては国内の価格をさらに引き下げる。漁民のつとてきたアジ、サバの浜相場をさらに引き下げる効果がある。であれば、これはドル建てではなくて当然円建てで、しかも浜相場、消費者価格は、アジ、サバ、イカも円で決められておれば、当然のことながらこれは円建てでやるべきではないのでしょうか。水産庁長官、お聞きしたい。

○鎮西政府委員 ただいま申し上げましたように、輸入割当で制度について見ますと、円建てでございまして、円の価値が一割上がったれば、その他の要素が変わらないとすれば、輸入数量は一割アップということにつながることは当然でございします。しかしながら、一般的にコマーシャルペーシングの中では、円高のメリットを原産地にも一部分けてくれという力が働きますので理屈どおりにはいきませんが、少なくとも、割り当て制度を円建てにいたしますと、円高になりますと数量がふえる方向に働くということとは間違いない事実でございします。

○山田(正)委員 どうも水産庁長官と私の考え、私は漁業者に対する影響の面で今言つておられるわけですが、なかなかかみ合わないようでございます。非常に残念ですが。

次に質問させていただきますと思いますが、これは、これだけの魚介類の輸入枠、これは一体どこに割り当てしているのか、どこの商社に、あるいはどういう加工業者が割り当てしているのか、ひとつ透明にしたい。どのようにして割り当てを決めていっているのか、水産庁長官に御説明願いたい。

○鎮西政府委員 私どもが行つておりますいわゆる

需要者割り当てというものの考え方ではございしますが、その需要者割り当ての対象は、中小の水産加工業者を構成員とする全国規模の団体ということにしております。

これは当該団体の組合員でございします中小零細な加工業者は、みずから輸入業務を行うことが困難でもございしますし、または商社との取引上の立場が資金等の面で非常に弱いという実情にあることから、個々の業者に対してではなく当該団体を対象として輸入割当を行うことによりまして原料の安定確保に支障が生ずることのないようにしているものでございします。

団体別の割り当てに当たりまして、当該団体の必要量だとか、あるいは使用状況を勘案しまして、できるだけ公平な配分に努めているところでございします。

○山田(正)委員 水産庁長官、私が聞いておられるのは、加工業者に、団体に割り当てしているという今のお話でしたが、どういう加工業者の団体にそのすべての枠を割り当てしているのか。私が聞き及んでいるのは約三割が商社、三割が加工業者、あとの三割が日本水産会、そう聞いておりますが、その辺、漁民としては、国民としてはこれは大事なことでございまして、透明に、ひとつ明確にお答えいただきたい。

○鎮西政府委員 魚介類枠につきましては、主として商社割り当てと需要者割り当てがございまして、私どもが担当いたしました需要者割り当てについて申しますと、全国の水産加工業者の協同組合の連合会だとか、あるいは日本水産会、組合だとか、調理食品の協同組合だとか、かまぼこだとか、すり身の工業組合等々の、加工を主とする協同組合等々の団体に割り当てを行つておられるところでございします。

○山田(正)委員 では、水産庁長官、その商社割り当て、大日本水産会の割り当てというのはないわけですか。

○鎮西政府委員 商社割り当て、需要者割り当てというのが典型的なタイプでございしますが、その

ほかに漁業者割り当てということで、漁業に関する協定等に基づきまして外国の沿岸水域で漁業を営む者、もしくはその者が直接もしくは間接の構成員となっている団体であつて水産庁長官が認める者、または当該団体から発注を受けた者ということで、これは別のカテゴリーでございます。

○山田(正)委員 そうすると、輸入割り当て制度です。これを明確に、例えばどの商社がイカを今年度だけ輸入した、あるいはどの加工業者が、団体がこれだけ輸入したということ、これは当然、貿易の方法その他で何とかその事実を明らかにすることはできるのじゃないかと思ひますが、水産庁としても、これを明らかにしないでどこにやつかかわらないようなままにしておりますと、漁業者からも国民からも、そこに何らかの不審な目で、利権の果になつてゐるのじゃないかと、そういう目で見られる可能性もあるのじゃないか。私は水産庁のために、農水省のために率直にそういうふうに申し上げます。

したがって、次回またその問題について聞くことがあれば、その内容を、事実を明らかにしていただければ、そう思ひます。この輸入の急増、これによつて漁業者が食べられなくなった、この問題についての、輸入割り当て制度の質問はこれで一応終わらせていただきます。

あと、法案について、具体的な問題、これを二、三、時間まで質問させていただきますと思ひます。

現在、この金融において、この新しい法律において、融資対象者、これは先ほどの質問にもまた答えにもあつたようですけれども、この中で、本当に困つてゐる、例えばまき網とかマグロ、そういった業者、そういったものについて、現在どのような状況にあつて今後それをどうしたらいいのか、それについて水産庁長官からひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○鎮西政府委員 我が国の沖合・遠洋漁業の中核を担つておられますいわゆる中小漁業者、その中心の業種というのが、ただいま委員おっしゃいます

したまき網漁業であり、カツオ・マグロ漁業でございます。

ところが、まき網漁業につきましては、先ほど来も若干御説明いたしましたけれども、漁獲の主要対象資源でございますマイワシを中心としたイワシ資源というのが六十三年ごろをピークにいたしましてその後激減をいたしております。その結果まき網漁業全体の総生産額というの相当程度減少をいたしております。

マイワシ資源につきましてはいろいろな説がありまして、浮き魚の代替関係、イワシが減つてきてサバがそろそろふえる周期になつておるのではないかと、いろいろな考え方がございまして、いかにも、科学者の見方では、マイワシ資源を中心としたイワシ資源が今後短期間に早急に回復する兆しというのは見られていないということでございまして、資源量に見合った適正漁獲量を実現するというのが非常に重要な問題でございます。

したがって、私も資源管理型漁業構造再編緊急対策事業、ちよつと長いのでございまして、これによりまして、いわゆるまき網漁船の減船に対する助成というのも行つております。今年度からは、例えば船をもう少し縮小する、運搬船を三隻から二隻にする、あるいは灯船と言つておりますが、魚探船を二隻から一隻にするというような船団構成の縮小、簡素化、最終的には単船まき網漁業への漁法転換といったようなことを今後のまき網漁業の課題として推進していく必要があるのではないかと、このために今回法律改正をお願いしております漁業経営改善促進資金は、大いに有効にこれは活用できるのではないかなというように考えているところでございます。

それからもう一つ、カツオ・マグロ漁業でございます。その中で特に大きなウェイトを占めますいわゆる遠洋マグロはえ縄漁業でございますけれども、かつては大変魚価も、日本の経済成長が非常によくあるいは一部バブルと言われるように大変好景気のときには魚価もよく、マーケット規模も大に拡大したということで、六十年前後ぐ

らいまで大変好調な経営体もございましたが、平成三年以降、我が国の全体の景気が低調であるといつたようなこと、あるいは輸入量がふえてきてゐる、あるいは畜産物等々との動物たんばく食料の競合問題といつたようなものから漁業経営も厳しくなつております。そのころ漁船の建造をいたしましたそういう負債負担というものがかなり経営上大きな重荷になつてまいつてゐる、こういうのも事実でございます。

今後の問題といたしましては、ただいま申しました新しいこの新資金というものを活用いたしまして、カツオ・マグロ漁業につきましても、例えば漁船をもう少し長期使用するようなりフォーム、あるいは凍結設備等々を新しくするといったようなことで漁船の償却負担を減らす。それから、労働問題がかなり重要でございます。それから、なかなかに乗組員、一年強ぐらゐ洋上で生活するわけでございます。そういう形で労働環境の改善といったような方向で、マグロ漁業については今後経営改善といったものを進めていく必要がある、かように考えているところでございます。

(委員長退席、鉢呂委員長代理着席)

○山田(正)委員 私も持ち時間が大変少なくなつてまいりまして、随分いろいろと聞きたかつたのですが、ひとつ私の方でまとめて要望としてお話しさせていただきます、そう思つております。

実はこの今申されました、今度新しく創設されます漁業経営改善促進資金、これは融資対象が、実は三十トン以上のイカ釣り漁船とかまき網、マグロ、いわゆる漁業経営者を対象にしておりまして、いわゆる沿岸漁民、漁船、漁業者、三十トン未満のイカ釣り業者、そういったものに対してはその対象になつてない。そして、それに見合うような制度というのが短期の運転資金制度、いわゆる中小の沿岸漁業者についてはないということになつておると思ひます。

私の方で水産庁にその点をお聞きしましたら、いわゆる一般の沿岸漁民は毎日毎日イカを釣つてくる、あるいはアジ、サバを釣つてくる、その中

でそれを日常お金にできるから短期の運転資金は必要ないんだ、だから今回対象として新しい制度には入れてないんだ、そういうふうにお聞きいたしました。

しかしながら、実際の漁民というのはそんなものではございません。沿岸の零細の漁民にとつてみれば、きょうも魚が釣れなかつた、あしたも釣れない、あさつても釣れない、そんな中で船の油代もなく操業できない、そういう本当に、小さな金額でいけれども運転資金を要求いたしておるわけでありまして。どうかこの沿岸漁民に対してそういう意味での一つの短期の運転資金の創設、それを考えていただきたい。

そしてまた、これはいつも私思つていたことでありますが、農業の金融と水産の金融では大変な格差がある。私が調べた限りにおいては、平成六年度、七年度、これは農業に対しての制度については、実は今申し上げましたような短期の運転資金についても、いわゆる農業経営改善促進資金、そういう制度のもとに末端金利二%、そういったものが融資期間二十五年以内となされております。ところが、漁業においては従来どおりの漁業経営再建整備資金、これによりまして貸し付け条件、末端金利は四・二五%、貸付期間も十五年以内、いわゆる金利においても差があり、その期間においても明らかに差があります。

こういったことで、ほかにもいろいろありますが、漁業と農業、殊にこれから厳しい沿岸漁民、漁業経営者等にとつても同じであります。このいわゆる金融制度の差異、それについて大臣に、ちよつと時間がなくなりましたが、ひとつどうか漁民のために一考いただいて、早く漁業にもそういう融資制度をつくつていただきたい、そう思ひます。

最後に大臣に、前回私の質問において、実は今度のウルグアイ・ラウンドは漁業者にとつて軽微な影響しかない、そのようなことを申されました。私は大臣に、この十年間、林業者と漁業者とそして農業者と比べてときに、離農あるいは林業

をやめる、漁業をやめる、この三分野でどこが一番進んだか、離農あるいは離林業、離漁業、これをお聞きしたい。

そして大臣に最後に、六兆百億のウルグアイ・ラウンドは、非常に影響のある農業ではない林業とか漁業には一切その六兆百億の中身は入っていないということをお聞きしたい。

○大河原国務大臣 減少率を就業人口で見ると、あるいは経営体で見るといろいろございますけれども、減少率は、農業、林業それから漁業についてもほぼバラレルであるというふうに私も従来理解しておるところでございます。

それから、影響軽減問題については、私も舌足らずだったかと思えますけれども、米の部分開放があり、さらにはあらゆる農産物が関税化される、農業の場合にはショックが大い、したがってその緊急対策を実施したのであるということをお聞きしたい。

○山田(正)委員 この十年間の林業と漁業と農業の就業者の指数を十年前を一〇〇としてとてみましたが、その分野で就業者が一番減ったのは漁業であり、次に林業であり、その次に農業でございます。どうかその点を十分御認識あつて、そしてこの六兆百億のウルグアイ・ラウンドのお金が、ウルグアイ・ラウンドで私にとってみれば最も影響を受けるであろうと思われる漁業とか、そして今まさに壊滅的状况にあると思われる林業に

おいては一顧だにされていない、これをもう一度考え直していただきたい。

○山田(正)委員 山田正彦君の質問は終わりました。

○千葉委員 新進党の千葉国男でございます。まず初めに、中小漁業融資保証法等の一部を改正する法律案についてお尋ねをしたいと思ひます。

大河原農水大臣は提案理由の説明の中で、我が国の漁業は、近年、周辺水域における資源水準の低下、国際規制の強化等による漁獲量の減少、魚価の伸び悩み等厳しい状況にあり、この中で、今後とも水産物の安定的な供給を確保していくためには、漁業経営を改善するとともに、漁業の担い手を着実に育成確保することにより我が国の漁業生産力を維持していくことが喫緊の課題となっております。

そこで、中小漁業者の経営の改善合理化を促進するために今回、漁業経営改善促進資金制度を創設をする、こういうわけでありますけれども、漁業全体が大変経営が厳しい中において融資対象者を六つに絞っているわけでございます。沖合底びき漁業から始まって中型イカ釣り漁業になつていくわけですが、なぜ今回この六つの特定業種に絞つたのか、その理由をまずお聞かせをいただきたいと思ひます。

○山田(正)委員 大臣が提案理由説明で申しましたような状況認識に立ちまして、我が国の沖合・遠洋漁業の中核的担い手でございます中小漁業の経営というものをどう改善していくかというねらいのもとで今回御提案をしております法律改正の一つの柱が、委員御指摘のとおり漁業経営改善促進資金でございます。

という非常に難しい問題に取り組むために、業界全体の構造改善というものを促進することをねらいにしているところでございます。

したがって、その仕組みは、いわゆる漁業再建整備特別措置法に定められております特定業種、現在六業種でございますが、それが我が国の中小漁業のトータルとしての主要な担い手であることは事実でございますけれども、今後、この漁業再建整備特別措置法にのっとりまして特定業種ということになりますれば、今回の新資金というものの融通を受けて業界ぐるみで構造改善に取り組める、こういうことでございます。

○千葉委員 今長官から、経営改善に当たって業界全体の目標を持っているんだというお話がございました。もしそうであれば、業界に対してこういう具体的な構造改善をするのだ、あるいはまた、それぞれの個別の漁業経営体についてはこういうふうな目標を持ってやるとか、そういう対象者の要件をきちっと整備していかねば、話としては業界全体なのか、今回の資金の対象が個別の対象者なのか、この辺ははっきりしてない、こう思いますが、いかがでしょうか。

○山田(正)委員 漁業再建整備特別措置法の仕組みといたしまして、農林水産大臣がいわゆる構造改善基本方針というものを特定業種について定めます。その考え方を受けて、業界の団体、それぞれの漁業協同組合、連合会等々があるわけでございますが、そこが構造改善計画というものを策定いたします。今後の構造改善への取り組みというものがかなり具体的にそこでは出てくるわけでございます。

そういう構造改善に個別の漁業者が参加するという意図を持っておりまして、そこに参加をする形で、その構造改善事業計画全体の中で何年度にこの業者はこういう設備の省力化、近代化を行います等々が構造改善事業計画の中身として出てまいります。私どもは、それを推進するための一つの非常に重要な政策的手段としてこの新資金というものを活用したい、かように考えていると

ところでございます。

○千葉委員 ちょっと今のお話からいきますと、質問には出していなかったのですが、例えば遠洋マグロなんかの実態を申し上げますと、現在許認可の隻数が平成六年で七百五十一隻、こういうふうな言葉でありますが、私も先日、地元宮城の遠洋マグロ漁業の方々に会つて現状と意見について聞いてまいりました。その中で出たことは、もう少し業界として、船が多ければお互いに協力して船を少なくして、そして利益を上げていくようにということも考えられるのじゃないか、こういうふうなこともお話ししましたけれども、いや、こちらが減らしても輸入がどんどんふえているんだからそういうものというのは非常に難しいんだ、そういうふうな現実の声が返つてまいりました。

ですから、そういう意味で業界全体の、そういう参加する個々の漁業経営体に対して本当に具体的な要件をもう少し地元にもわかりやすくしていかないと、その辺は現実には大変難しいのじゃないか、こう思いますが、いかがですか。

○山田(正)委員 ただいま申し述べました方向で私どもが考えておりますのは、この構造改善基本方針といったものも様相を新たにいたすべく直したい、それを受けまして構造改善計画も当然変わってくるわけでございます。

したがって、法案の早期成立を期しまして、早速そういう形で説明、周知、普及というものを進めまして、新資金がなるべく早く現地の漁業者に活用されるような体制に持つていきたい、かように考えているところでございます。

○千葉委員 今長官の方から新資金の生かし方についてはありましたが、地元の信用協会の方でも、まだ本省の方から詳しいお話を聞いていないのでその辺は十分よく認識をしていない、後で連絡を受けてからしっかり対応したい、こう言っておりますので、中身において、そういうふうにかちと地元で対応ができるように、わかりやすく、しかも具体的なお願いをしたいと思ひま

す。

次に、先ほどもちよつと出ておりましたが、我が国の漁業経営体の九五％は沿岸漁業が占めております。経営コストの軽減を図り、足腰の強い沿岸漁業の経営を構築するためには、私は、この沿岸漁業に対しても新資金のような施策を講ずる必要があるのではないか、このように思いますが、大臣、お考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○大河原国務大臣 お答え申し上げます。

先ほども本問題についての御質疑がございました。これについての我々の認識は、沿岸漁業については、日帰的な漁業経営を営んでおられる、したがって、中小漁業の皆さんに比べますと運転資金需要等が少ないということが一つでございます。また、そういう場合には、身近な漁協等から二、三日のつなぎ資金で、燃油資金その他つないでいただくのも可能ではあるまいかということでございます。

一方では、もう委員もよく御案内のとおり、農林漁業金融公庫等においても沿岸漁業経営安定資金というのも設けられておりますし、系統を原資とする制度金融におきまして、漁業経営維持安定資金なりあるいは再建資金等々、それぞれに沿岸漁業者をにらんだ対策もやっておりますので、そういう意味で、我々としては、今度の中小漁業の六業種というものを対象としたわけでございます。

なお今後、沿岸漁業の資金の、本当の運転資金的なものの需要ということについては、御指摘もございまして、我々としてはさらに勉強していきたい、さように思っています。

○千葉委員 今回の運転資金の件で、地元のマグロ業者の方々とお話をしてみました。

最初に、今回は低利の、短期の運転資金だよ、こういうお話については、非常にありがたい、例えばどんなものに使えるのかと聞きましたら、雇用の労賃であるとかあるいは漁船の保守管理費等、ぜひそういうものでお願いできるのであれば

お願いしたいな、こういう話が進んでいったのですが、しかし実情は難しいと思ひますよ、こういう話になってきました。それぞれ、マグロ三隻、二隻、一隻の方々だったのですが、要するに、融資の段階になると難しい壁がたくさんある。

それです。一つは、うそだと思ふならこれまでのさまたまなこの漁業金融の融資枠と実績を調べてみて下さい、そうすれば大体わかりますよ、こういう話。それからもう一つは、この保証の担保だ、保証人だ、こういうことであって、現状ではなかなか厳しい、こういう話がありました。

それで、ちよつとどういふふうな資金が、それぞれ使途はあるんでしょうけれども、見てみましたら、例えば、漁業経営維持安定資金の融資状況については、二百二十億に対して実績が四・六％である。それから、漁業経営再建資金の融資状況について言えば、これも三百億に対して実績が二・六％。それから、漁業経営強化特別資金の融資状況は、これも百億に対して一八・八％。確かに、言っているように、枠はあるけれども、実際に現在の漁業の経営の厳しさからいって、あるけれどもなかなかそれを有効に活用できる状態ではない、こういうことになっているわけですね。

そういう意味でも、この現在の漁業近代化資金等の貸付実績がどのように推移して、実際どうなっているのか、それをどういふふうに認識をされているのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○鎮西政府委員 一つは、いわゆるこの緊急資金と言われるグループでございまして、ただいま挙げられました漁業経営維持安定資金なり漁業経営再建資金等でございますが、これは確かに、発足のとき以降十年間ぐらひはかなり融資実績もございまして、それなりに利活用されてまいっております。

それぞれ沿革はございますけれども、維持安定資金も経営再建資金もそのようでございます。

最近、融資実績が非常に低い状況になっておりまして、これはいろんな見方ができるわけでございますけれども、沿岸漁業におけるそういう緊急的な負債整理といひますか、債務の肩がわりという使命というのがあつたときに非常に強い資金需要をもつて起こりまして、それに対しては一応対応してきたのではないかなというふうに私自身は考えております。

それから、近代化資金でございますが、これがかつては昨今の融資実績は大きくはございませぬ。六割弱といったようなところでございまして、これにつきましては、先ほど来いろんな形で御議論が行われておりますけれども、やはり、我が国の中小漁業を中心とした漁船漁業におきまして、漁場を締め出される、あるいは資源量が減りまして、減船という形で経営体を減らざるを得ないということから、この近代化資金の大宗をなしております漁船資金なり設備資金、このあたりの貸付実績が相当減つておるといふことだろうと理解をしております。

○千葉委員 今お話のありましたように、漁船の投資が落ち込んできた、それが全体的にダウンの傾向になってきた、こういうことで、例えば地元の港町では、今経営が大変なんだ、沿岸も遠洋もみんなそういう話を聞いていて、なかなか実際は借りられないぞ、そういう話がずっと懸念したり口コミで、もうほとんどそういうのが定着し切っているわけですよ。ですから、私が今回この話を

持つていったときも、今までもうそういう実績もだんだんなくなつてきたし、使命が終わつたという説もありましたけれども、ともかく、一般的に漁業経営者が受けとめているのは、なかなか借りられないんだ、今は借り手も少ないんだ、こういうふうな実態になっていまして、そういうことから、実際に条件が厳しいんだ、現状では担保も既

に使っているし、お互いマグロの業者同士で保証人になる、もうそういう時代でもない。そんなことから、ぜひお願いしたいのは、この保証の弾力化、円滑化をぜひとも図つてほしい、ここが新資

金の一番のポイントではないかと私はお話をしたい一番実感しました。

そういうことで、枠があつても実際に十分に、せっかくすばらしいプランで枠もできた、対象業種も決まつたけれども、なかなかその資金が使えない、これでは大変だと思います。そういう意味で、保証の弾力化について、この際英断をしていただきたい、こう思ひますが、いかがでしょうか。

○鎮西政府委員 原理原則を申しますと、貸し付けに当たりまして融資機関が担保等を徴求するというのは、融資機関としてあるいは当然の行動でございます。

しかしながら、本資金のように、新しい方向での構造改善に取り組むそういう中小漁業者を支援するという政策金融でございますので、私どももいたしましては、漁業信用基金協会によりましてこの保証制度の最大限の活用というものを考えておりまして、そのための保証基盤の造成等にも平成七年度予算で措置をいたしておりますので、こういう仕組みの中で、新しい漁業経営改善促進資金の需要に対して円滑に対応できるように創意工夫をやつてまいりたい、かように考えております。

○千葉委員 今長官の方から、政策金融、信用基金の問題、こういうふうに出ましたけれども、要するに、経営者にそういう基金に対する不信感というところからいへば、長い間の大変な中でなかなか借りにくいというふうな考え方が定着しているわけですね。ですから、今回のこの運転資金が、大変な漁業者が希望を持つて立ち上がったためには、本当に人に優しいところを見せてあげていただきたいと思ひます。うたい文句じゃなくて、実際にそういうふうにするように、考え方もしつかりお話をしたい、PRもしていただいて、そして本当に有効に活用されるようにさなる配慮をぜひお願いしたい、こう思ひます。

あと、具体的な話で恐縮なんです、今、建造

費の問題がいろいろ出ていまして、三百トンクラスのマグロ船をつくるに当たって、平成元年では四億円程度でできた、ところがもう平成六年では七億円になる。これでは現在のマグロ漁業の現状では採算のベースに合わない。そういうことで先ほどもちょっと出ていきましたが、リフォーム等をマグロ船も考えなければいけない。こういう場合にとどのような資金の活用ができるのか教えていただきたいと思ひます。

○鎮西政府委員 ただいま委員のお話しのようには、マグロ漁業を中心といたします遠洋漁業におきましては、漁船の建造費というのが経営上非常に大きな要素を占めておりまして、私も水産庁といたしまして、現在の所有漁船の長期使用を図ることが漁業経営上も非常に重要であるという基本的な認識でございます。

そのために、マグロ漁船を長期使用する、いわゆる通常の改造等によりますリフォームの場合も現在の公庫資金の漁船資金で借入れが十分可能でございますし、特に今回、いろいろ御議論になつておりますこの漁業再建整備特別措置法に基づきます中小漁業構造改善事業に参加をいたしまして、省エネあるいは労働条件の改善等々を図るための設備の設置または更新によりますリフォームにつきましては、より低利な漁業経営再建整備資金というものが公庫資金として用意をされておりますので、そういうものを十分活用いたしまして、ややもすれば過剰投資になりがちなのこの遠洋マグロ漁業について、今後の方向の一つの重要な方向として対応していききたい、かように考えておるところでございます。

○千葉委員 よろしくお願ひします。
それから、今、労働力の問題が出ましたが、人件費についてでありますけれども、最近、乗組員の高齢化が年々進行している。乗組員の立場からも、厳しい漁業労働に見合った賃金、手当が要望されている。そういう中で、やはり漁業の省力あるいは省人化を図ることによって、そうした労働力対策もしていく必要があるのではないか。

そういう意味で、最近、新技術の開発とか実用化、これがいいろいろ検討されているというふうに聞きましたが、現状ではどのような進みかあいになっているのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○鎮西政府委員 ただいまお話しのように、マグロは縄漁業でございますが、特に長期間にわたります厳しい労働環境のもとでの作業というものを伴います関係上、乗組員の確保が非常に難しい業界であるということとを基本的に我々としては認識をしなければならぬと思つております。

このために、水産庁といたしましては、マグロは縄漁業を含みます漁船漁業の省人化、省力化等によります経営の合理化を図る観点から、平成四年度から漁業機械化促進事業というものをやっているところでございます。

マグロは縄漁業につきましては、この事業の一環といたしまして、集中的な労働力を必要といたします作業の省力、省人化というのを図りますために、特に揚げ縄作業あるいは投げ縄作業の機械化、合理化というのについて実用化のための試験事業というものをやっております。

さらに、平成七年度からは、漁船の一層の合理化を図りますために、ただいま申しましたこういう省人、省力機械等の導入、あるいは居住環境の改善を行ひまして、二十一世紀にも十分通用するそういうマグロは縄漁船、次世代型漁船設計調査検討事業、こう言っておるのでございますが、そういうものも進めておりまして、特に、一番問題が大きいこのマグロ漁業に關します技術開発にはさらに一層努力をいたしたいということでございます。

○千葉委員 ぜひお願ひをしたいと思います。
先ほど長官の話にもありましたように、このマグロ漁業は乗組員の確保が大変難しい、そういう認識が示されましたが、遠洋漁業で、マグロの場合は特に外国の港を基地にして操業をする、こういうことを考えたときに、既に一部で実施されているのでありますが、外国人漁船員の受け入れ

を一定の制限のもとでぜひ経営者としては枠を拡大してほしい、こういう要望が出されております。

この外国人漁船員の現状と今後の対応についてどのようにお考えになつておられるのか、教えていただきたいと思ひます。

○鎮西政府委員 我が国の外国人労働者の受け入れの基本的立場というのは、御承知だろうと思ひますけれども、国際間の人的交流の円滑化等に留意をいたした上で、専門技術的な能力を有する外国人については、受け入れの範囲、基準を明確にしつつ可能な限り受け入れたいということでございますが、ただいま問題になつておりますいわゆる単純労働者につきましては、我が国の経済社会に及ぼす影響等にもかんがみ慎重に対処するというのが現在の我が国政府の基本的立場でございます。

しかしながら、ただいまお話がございましたように、カツオ・マグロ漁業等の国際漁業につきましては、実質上、海外の港を基地としておりますし、外国人乗組員の入国が行われないというふうなこと、あるいは相手の沿岸国の二百海里水域への入漁の条件といたしまして、当該国の労働者の雇用が義務づけられる場合等々もございまして、平成元年ごろから、私も、水産関係の労使で構成されます外国人漁船員労働問題研究会という場で検討が行われまして、一定の要件のもとで外国人漁船員の受け入れが適当である旨の結論が出されたところでございます。

これを受けまして、主管省庁でございます運輸省におきまして、外国二百海里及びこれに隣接する水域におきます国際漁場確保等のための外国人漁船員との混乗が要請されている海外基地を利用する漁船を対象にいたしまして、外国で乗下船しかつ海外事務所現地雇用という条件のもとに、運航要員以外の外国人漁船員を受け入れることは、従来の外国人受け入れに關する我が国政府の基本的立場に反するものではないというように判断をされまして、必要な制度的手当てを行った

上、平成二年九月から外国人漁船員の受け入れが始まつておるところでございます。

お話し、混乗率の問題でございますけれども、ただいま労使双方からいろいろな意見がございします。

従来の経緯を踏まえと、まず、やはり業界関係者の検討を通じて労使間の合意形成というものが行われることが基本でございます。水産庁といたしましては、その結果を待ちまして、さらに関係省庁と連携をして適切な対応をいたしたい。双方の考え方、要請の趣旨というのは十分お聞きし、承知をいたしております。

○千葉委員 今の問題とも若干関係してくるわけなんです、中小漁業の経営は、多くの魚種で価格が低下している。その上、水産物の輸入は増大を続けている。

こういうことから、特に、遠洋のカツオ・マグロ漁業で問題となつておりますのは、国際的な資源管理の枠外で操業する便宜置籍船ということがあつて必死に操業しているのに対して、一部外国船が枠外の自由操業では納得できない、こういうふうな現場からの声でございます。

便宜置籍船に対して、政府として、今日までのような機関でどのような対応をしてきたのか、努力の内容を教えてくださいたいと思ひます。

○鎮西政府委員 先ほど来、御議論が行われていますが、国際的に、海洋生物資源の持続的利用の原則のもとに、責任ある漁業の実現というのが求められております。

このために、FAOでございますけれども、ここにおきましては、国際規制を逃れて操業するいわゆる便宜置籍漁船を排除するために、漁船の船籍国の責任を明確にするための協定というものを九三年末に採択をされている。リフティング防止条約というものでございますが、採択をされております。本協定はまだ発効には至つておりませんが、我が国としても、できる限りこの早

期の受諾が可能になるように、水産庁といたしましても関係機関に要請をしているところでございます。

それから、国際的な漁業管理機関の一つでございますICCAT、大西洋まぐろ類保存国際委員会と申す機関でございますけれども、この場におきましても、平成五年の九月ぐらゐから、非締約国の漁船の漁獲活動を把握することを目的といたしまして、輸入されるクロマグロに關しますいわゆる統計証明制度というのが導入されております。

昨年十一月の年次会議におきましても、ICCATのクロマグロの資源管理措置に協力しない非締約国に対し、資源管理措置への協力を求めるとともに、協力要請にこたえない非締約国に対しましては、国際的なルールに沿ひまして加盟国が貿易制限措置をとるよう勧告する旨の決議が採択されているところでございます。国際的な資源管理の枠外で操業する漁業というものを抑制しようとする大きなうねりというものは、国際的にも強まっているというように認識をいたしているところでございます。

我が国といたしましても、国際的な資源管理措置を忌避するいわゆる便宜籍漁船等の活動を抑制するために、関係する国際機関の場を通じまして積極的に対応していく必要があるというように考えているところでございます。

○千葉委員 今、政府の努力の内容についてお話がありました。どうも地元の方々の経営者等に対して、政府が一生懸命頑張っているんだぞという内容がほとんど知られてないというか、聞かえてないというか、そういう状態にあると思います。ですから、せっかくそうやってやっていただいているのであれば、しっかりとそれが伝わって、こちらも頑張っているんだ、ぜひ頑張ってもらいたい、こういうふうな感じの、そういう内容のお知らせ等も含めてひとつやっていただければいいと思います。

今回、こういう問題を含めて、昨年、海洋に關

する新たな国際制度を定める国連の海洋法条約が発効いたしました。これに伴って、それだけでなく大変な今の日本の漁業である。農業については、高齢化とか後継者不足とか、あるいは内外価格差、過疎化あるいはガットの受け入れ、こういうことから、食糧法を廃止して新しい日本の食糧をどうするか、農村をどうするかということについて積極的に新食糧法等も出されてきているわけですが、そういうことを考えると、農業の方は先行して頑張っていたらいいようなんですが、漁業についてはどうもその辺がもう一つ、一歩も二歩も対策ができていないのじゃないか、こういうことを実感いたします。

今後、こうしたことを含めて、これからの日本の漁業をどうするか、どのような方針で漁業経営の安定を図って、水産物の安定的な供給を図っていくのか、この辺の基本的な考え、海洋法の実施に伴って水産物の考えはどうか、将来のビジョンをどうするか、新漁業法みたいなものを考えているのか、この辺をぜひお願いしたいと思

います。

○大河原国務大臣 お答え申し上げます。

委員各位から水産業をめぐる内外の厳しい情勢、これについてのたびたびの御指摘をちょうだいしたところでございますが、我が国の周辺水域は、世界的にもやはり資源の面から見ても生産力は本来非常に高いところでございます。したがって、我々としては、資源管理型漁業とつくり育てる漁業、これをやはり政策の基本方針として、基盤的な整備あるいは各種の経営対策等、諸般の施策を一層進めなければならないと思っております。

○お話しした国連海洋法が発効、いよいよ我々としてもこの批准に取りかかるわけでございますが、国連海洋法においては、沿岸国は地先の海面において排他的管轄権を持つけれども、資源の保存管理、その持続的な利用という点についてはやはり沿岸国の義務でもあるということをお話しております。

したがって、私もこのように思っています。

○千葉委員 今大臣のお話がありました。積極的にこの問題に取り組んで、漁業者が安心して漁業に取り組めるようにぜひお願いをしたいと思

います。

今大臣のお話の中にもつくり育てる漁業ということがちよつと出てきましたが、今回、漁業災害補償法の一部を改正する法律案、その中で大臣は、漁業災害補償制度は、昭和三十九年の創設以来、中小漁業者の相互救済の精神を基調とした共同事業の実施を通じて、その経営の安定に重要な役割を果たしてきた、今回、漁業災害補償制度をより漁業実態に即した制度として、その健全かつ円滑な運営を確保することを旨としたい、こういうふうに述べておられます。

つくり育てる漁業ということ、私のふるさと宮城県は宮城の女川という港町なんです。今女川の一番の漁獲高といいますが、それはギンシャケの生産になっております。このギンシャケの現状はどうなっているのか、こういうことで、宮城県の養殖ギンシャケの生産、販売の実績を聞いて、実は大変びっくりしたところでございます。

経営者が一番多かったのが平成三年なんです。が、ここへ来て急にたがたと経営者が減ってまいりました。特に平成六年から七年にかけまして八十六の経営者がやめて、現在百八十九になってしまった。三百三十五であったわけですが、四十

の台もありましたが、そういうふうな急激に経営者がやめざるを得ない、ばたばた転職を迫られた。それで、よく聞きましたら、要するにえさのマイワシが急激にとれなくなったためにえさ代が大変高くなった、それから、輸入のサケが大量に入ってきて今度は単価も安くなってしまった、こういうことで、これでは到底もう経営はやって

いられない、こういうことから次々と、この一年だけでも八十六の経営者がやめてしまった、こういうことが出てきている。ですから、これからつくり育てる漁業だ、こう言っているにもかかわらず、このつくり育てる漁業の町で命をかけて頑張ったギンシャケの経営の悪化、こういうことになつていっているわけでありまして、こういう実態をどのように受けとめられているのか、よろしくお願

いたします。

○鎮西政府委員 ギンザケの養殖でございますけれども、ただいま委員のお話のとおり、昭和五十年代の後半から宮城県を中心にして急激に増加したしまして、平成二年には生産量が二万四千トンというふうになりました。その後減少傾向を示しております。平成五年では生産量は二万一千トン、生産額は百六億円というところで、頭打ちないしは停滞傾向になっております。これはお話のとおり、輸入物の養殖ギンザケとの競合、それから本来はベニザケなりシロザケにかわるシーズンの需要ということでもともと始まったものでございますが、ベニザケ、シロザケ、ともに大変な豊漁、あるいは輸入ということで供給が非常に多くなつてまいりまして、価格も安くなったものから、ギンザケのメリットというものが相対薄れてきたのだらう、こういう状況でございます。したがって、その経営環境につきましても、今申しました状況から価格が低調でございます、かなり厳しい状況にある、これが実態でございます。

このために、主産県でございます宮城県におかれましては、県の単独事業といたしまして、平成六年度には、他の養殖種類への転換に必要な経費につきまして低利の融資制度を創設されたというように承知をいたしております。水産庁といたしまして、既往債務の整理等のための、先ほど来いろいろ話題になっております漁業経営維持安定資金の融通とか、あるいは長期、低利の漁業経営再建資金の融通等を通じて、経営の改善を図るための対策を講じているところでございま

す。

それから、ギンザケ養殖におきましてえさ代が非常に大きなウェイト、五割強を占めておりましてえさ代が大変ウェイトが高いのでございまして、その養殖用の餌料としてマイワシをほとんど使っておりまして、マイワシの漁獲減、それでえさ用としては値段は高い、こういうことになっておりますので、その他の養殖漁業についても言えるのでございますけれども、大豆かす等の植物性餌料とか、あるいは水産、畜産加工の残滓利用でございまして、そういう形での新たな餌料の開発にも努めておりまして、現段階では大豆かすの利用等につきましてはある程度の成果が得られているという状況でございます。

いずれにいたしましても、我が国の市場、マーケットは非常に大きいわけですが、さしもの日本の大きい水産物のマーケットにおきましても、輸入物の国内のそういう供給の増大、あるいは畜産物等々の動物性たんばく食品との競合というところで非常に厳しいわけでございますので、将来の方向といたしましては、沿岸、沖合域におきまして栽培漁業あるいは養殖漁業を推進するという大きい基本の中で、魚種の転換とかあるいはそういう養殖の餌料給与技術の開発、実用化というような方向で考えていく必要がある、このように認識しているところでございます。

○千葉委員 今ちょっとお話も出ていましたが、マイワシの資源減少に伴ってえさ代が高くなっている、こういうことで、えさ対策についても今後しっかりと努力をしていただきたい、こう思います。

それで、災害補償の件なんです、現在、ギンザケの関係の経営体がありますけれども、今回こういうふうな大変な事態に突入したということで、今までほとんど養殖共済にギンザケは入っておりませんでしたが、いろいろ話し合いをずっと続けて、ともかくみんな入らないとだめだ、強制とは言いませんが、ほぼ強制的に、今までほとんど入っていない人が一気に今回加入をして、町

は一〇〇%になった。宮城県全体としては今まで二三%ぐらいですから、平均するとうる八〇%。今この養殖共済加入率が三〇%ということですから、一気に上がったので、今回の共済の目的は達せられているわけですが、共済は、いざというときのために共済に入るわけでありまして、この養殖共済では、逃げたり死んだりしているいろいろな共済の対象にはなっているわけなんです、こういう現状を考えると、PQ制を伴った特定養殖共済、そっちの方がむしろ今の状態からいっていいのじゃないか、こういう意見も出ておりますが、この辺の違いについてお願いしたいと思います。

○鎮西政府委員 養殖共済におきまして、いわゆる物損方式をとるのか、PQ方式をとるのかということは、申すまでもございまして各養殖漁種の実態等に即して決められる必要があるというのが基本的な考え方でございます。

それで、お話ししたPQ方式でございますけれども、確かにこの品質変動等が補償の対象になるという点は利点でございますけれども、共済金支払いが共済責任期間終了後になるというようなことのほかに、ただいまのお話があった主たる被害でございまして死亡、流出というのが一部ございまして、減少数量分の追加養殖をやる努力をされた、あるいは全体として価格が上昇されますと、結果的に生産金額が減少しなかつたというケースがいろいろ生じてまいりました、そのときにはPQ方式では共済金は支払われぬ、これは仕組みからくるいわば当然のことでございます。したがって、このギンザケも含めまして、魚類養殖業につきまして、品質低下に対します補償よりも、死亡、流出に対します補償が重要だということから、大方の現地の考え方というのは、現時点でトータルで考えますと、いわゆるギンザケ養殖については物損方式の方がより実態に適合しているというふうにお考えだと私は承知をいたしておりますので、そういう状況も考えますと、魚類養殖そのものにつきまして、現時点でPQ方式へ移

行するということが必要しも適当ではないのではないかなと考えているところでございます。

○千葉委員 それぞれ共済の仕組みによって違うと思いますが、いざにせよ、そういう大変な被害に遭ったときこそ共済ですので、今後もぜひさまざまな対応をお願いしたいと思います。

最後に、大臣、今ずっといろいろありましたように、我が国の漁業は大変深刻な事態に突入をしております。これをどう再建をしていくのか。今回は金融措置ということでありますけれども、今後、構造政策を含めて金融政策以外に対してもいろいろと対策を講じていかないと、もうたないのではないかと、そういうことを大変心配しております。そこで、最後に大臣の決意をお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。

○大河原国務大臣 農業も林業もさようですが、我が国の水産業、内外の諸情勢、大変厳しいわけでございます。これについては本日、両案の御審議に関連いたしまして、問題点の御指摘あるいは早急な対策の樹立についての御指摘をちょうだいしたところでございます。

これらの御意見なり御指摘をもとにいたしました、一層強力な政策の推進に努力いたしたい、さように思っております。

○千葉委員 ありがとうございます。以上で終わります。

○鉢呂委員長代理 以上で千葉国男君の質疑は終わりました。

午後零時五十一分休憩

午後二時三十五分開議

○中西委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。藤田スミ君。

○藤田委員 最初に、食糧自給率の問題についてであります、九三年度の食糧自給率が三七%に

低下し、過去最低だけではなく、世界的にも歴史的にも例のない低さになった問題については当委員会でも取り上げられましたが、政府の言い分は、異常気象で下がったもので大したことはないというふうな発言に終始していたと思います。確かに、九三年度は異常気象でありました。しかし、主要個別品目を見ると、異常気象とは関係のない牛肉や魚介類の自給率が大きく下がっているわけでありまして、ですから、米が平年作であったとしても食糧自給率は下がっていたわけですから。

それに、異常気象の影響を受けた米について見ても、当時議論になりましたけれども、作況指数があれば下がった原因は、単に気象要因だけではなく、農業の高齢化、後継者不在による米生産体制が弱体化していることがその原因として挙げられていたわけでありまして、食糧自給率が三七%に下がったことは、異常気象の一言で片づけられない極めて深刻な問題であることは明らかであります。

きょうは水産二法の審議でありますのでこの問題に終始するわけにはいきませんけれども、食糧自給率の重要な要素になっている魚介類の自給率について、全体の自給率を引き上げるといふ立場に立つならば、この魚介類の自給率についても引き上げる方向で政策展開していくのは当然のことだと考えます。政府としてどのように考えていらっしゃるか、明らかにしてください。

○大河原国務大臣 お答え申し上げます。

魚介類は、国民の動物性たんばく質の消費の約四割を供給している重要な部分を占めておることには御案内のとおりでございます。近年、ライフスタイルと申しますか食生活の多様化があったり、あるいは御案内のように、外食産業とか大規模量販店の存在というふうなことで、魚類等の需要にも大きな変化があつて、そのために輸入水産物が大変増加してきておるといふような面があるわけでございます。

それから一方、供給サイドから見ますと、午前

中にもいろいろお話が出ましたように、マイワシ等の近海性の漁業資源の水準の低下が大幅でございいます。ピークで四百五十万トンあったものが現在は百七十万トンというような低下をしております。また、海外漁業規制が強化されて、国内生産、遠洋漁業などかつて四割の比重があったものが現在は百万トン程度になっておるとい程度でございまして、そういうようなことから、供給サイドでもやはり制約が出ておる、しかも御案内の円高でございまして、輸入農水産物がふえておるとい関係でございまして、したがって、平成五年の魚介類の自給率は七六％だといような状況でございいます。

一方、やはり国民食生活において大事な魚介類についての国際的な状況を見ますと、一九八八年には一億トンの生産量に達したのですが、その後横ばいの状況にあるといことでございまして、しばしば言われますように、開発途上国における人口の増加等で水産物消費も増大する、そういうような関係も見えていかなければならないといわけでございます。

そういう事態に対応いたしまして、我々としては、やはり世界有数の漁場である我が国の周辺水域の資源の高度かつ持続的な利用を図っていかねば相ならぬといことでございまして、午前中にも申し上げましたように、資源管理型漁業、つくり育てる漁業、これを軸として政策展開をいたしまして、可能な限りの国内供給の維持増大、これを図っていかねばならないといふふうに考えております。

○藤田委員 世界の魚の量というのがだんだん限界が来ている、限界にだんだん近づいてきている、それに対して人口がふえている、一方、日本の方も国民生活の変化などあって多様化してきて、魚の需要もふえてきている、そういうことによる制約なんだ、そして資源管理型の漁業にこれから力を入れていきたい。

私は、おっしゃる資源管理型の漁業について、これを発展させることに異議を唱えるわけではあ

りませんけれども、やはりもっと確固とした政府の、自給率を上げていこう、本当にそういう立場に立ち切るんだという姿勢を見せていただきたというところで、きょうは質問をしているわけでは

そこ、私は、一体、今の日本の漁業を支えている、そしてこれからも支えていってもらわなければならない日本の漁業者の実態はどうなのかというのを見てみたいと思いますが、これが極めて深刻なものになってきていることはもう改めて言うまでもないことだと思います。

漁業センサスと漁業白書から見ますと、一九五三年には七十九万人もいた漁業者が一貫して減少して、九三年には三十二万四千八百八十六人と半分以下に落ち込んでいるわけでありまして、それだけではなく、年齢構成から見ますとこれもずっと深刻でありまして、九三年の段階では、これからの漁業を支える四十歳未満の比率がどんどん下がって、二〇％までになり、その中でも十五歳から二十四歳はわずか三・八％です。逆に、六十歳以上の比率が、八八年には二五・八％だったものが、わずか五年の間に三三・九％まで高まってきています。まさに急速な高齢化の進行ともいえるべきものであります。それだけではなく、漁業の後継者がどの地域に行ってもいないと言われるようになってきてしまっています。

私がお伺いしたいのは、こうした状況になったのはなぜなのか、政府としてその原因をどのよう

に考えていらっしゃるかということをお伺いしたいわけでは

○鎮西政府委員 確かに、ただいま委員おっしゃいましたとおり、近年の我が国の漁業の就業構造でございまして、平成五年におきまして漁業就業

この原因、背景でございまして、幾つかあるわけではございますが、一つは、漁業だけではございせんけれども、昨今の若い人の労働に対する価値観と申しますか、そういうものが変化いたしまして、漁業の就業環境の快適性が非常に低い。長期船上労働だ、あるいはいろんな形で過酷な労働を強いられるというようなこと。それから、かつてはそういうことの見返りに非常に収入が高かったわけではございます。年齢、学歴等々に比しまして大変収入が高かった時期がずっとかつてはあったのでございまして、昨今そのあたりについては相対的に有利性がほとんどなくなつてしまつてい

つてい。加えて収入が非常に不安定であるといふことで、若い年齢層の漁業への就業といふものが減少しているといふのが一つでござい

ます。

それから、先ほど来委員がおっしゃいました、年齢構成の推移に端的にあらわれているわけでは

ございますが、戦後復興期、先ほど五三年の例を申されましてけれども、その前後、漁業に多数就業いたしました当時の若い世代がずっと高齢化してまいりまして、最近いわゆるそのリタイアの時期を迎えつつある、こういうことが一つ、二点目として考えられます。

それから、沖合・遠洋漁業の中核的担い手でございまして、いわゆる中小漁船漁業でございすけれども、これが海外の二百海里漁場から締め出される、あるいは公海におきましても国際規制が強化されるという中で、累次の減船等によりまして離職者が多数発生したといふようなことから今日のような漁業の就業構造に至っているんだらう

という理解でござい

ます。こういう状況に対処いたしまして、私どももいたしましては、漁業就業者の育成確保を図っていきま

すために、基本的にはやはり漁業を魅力ある産業とする、あるいは漁村に代表されるそういう地域社会におきまして若い人が誇りと生きがいを持つて定住できるような、そういう地域社会をつくるということが基本でございまして、漁港、漁

村整備だとか各種の就労、経営対策あるいは生活環境整備等を精力的に進めているところでござい

ます。○藤田委員 私は漁業者の方とよく話をする機会があります、なぜ後継者がいないのかというふう

に尋ねますと、端的に、今の漁業はもうからぬからやというふう

に答えるわけでは

ございまして、余りにも魚価が低過ぎてもうからぬ、これではとても若い者に漁師をしてくれ

ということは言えないし、息子もやりたいとは言

わない。今の魚価がもつと適切な価格に引き上げられ、そうして不安定さがぬぐわれ、働きがいのある、そういう状況に変われば

ほううっておいでもふえてくる。漁師の皆さんは、漁師をやればもうかるという状況になれば

は、ほつておいても後継者はふえてくるんだ、こういうことを端的に言われるわけでは

ござい

ます。私はもう一度聞きたいんです。本当にそういう立場で政府が取り組まなければ後継者は出てこないと思

しかしながら、基本的にそういう日本の国民の水産物に対する需要の根強さ、それから将来の高齢化社会に向けて健康食品としての水産物のよさ、あるいは国産水産物の安全性、それから鮮度、そういうものを考えますと、私どもは国産の水産物のこれからの需要というのについては引き続き十分期待はできるのではないか。したがって、あとは、潜在生産力の多い周辺の海域におきます漁業生産力の持続的拡大というのを行いますと同時に、漁村を中心とした地域社会が、若い人にとって生活環境の整備面、文化面等を含めまして定着してそこに住み続けていただくような魅力ある地域社会、産業というものをつくっていく必要があるというように考えているところでございます。

○藤田委員 随分いろいろおっしゃいます。私たちが水産物に対して期待をするもの大きいことは言うまでもありません。だからこそ私はこういうことを聞いているわけです。

先ほどの指摘もありましたけれども、魚価が低迷している、これが今の日本漁業の最も大きな病理であって、日本漁業を衰退させている大きな原因がここにある。そのことを政府がもっときちんと認識しなければだめだというふうに私は思うわけです。

魚価の低迷の最も大きな原因が水産物輸入の急増と円高に伴う輸入水産物の価格の低落にあることは改めて言うまでもないことであります。これはもう関係者も多く指摘しております。九四年の水産物輸入は三百二十九万トンで、八五年の二倍以上。輸入金額は一兆七千八百九十九億円で、一・五倍に広がっています。その中でもとりわけ注目しなければいけないのは、円高などによる産業の空洞化の反映で水産物の加工品の輸入が前年比で一八・六%も伸びてきているのです。これだけの伸びを見えています。したがって、漁業者だけではなく水産加工業者にも打撃を与えるものになってきているわけです。

このように水産物輸入の現状を野放しにしてお

くと、これはもう大変なことになるわけでありますから、魚価低迷の最大要因である輸入を抑制するという方向を打ち出さない限り日本の漁業が衰退していくことに歯止めをかけることはできないというふうに考えますが、大臣はこの点のようにお考えでしょうか。

○鎌田西府委員 委員御指摘のように、確かに魚価問題というのが、先ほど私も申し上げましたように、我が国の水産をめぐります厳しい状況の相当大きな問題であるという認識は私も持つております。

ただ、御理解をいただきたいのは、我が国の水産物の消費マーケットがこれだけ拡大してきたというの、やはり市場メカニズムを通じていろいろと供給サイドが創意工夫をいたしまして、需要サイドにマッチしたいろいろな形態の水産物を提供する工夫をやってきたということ、これだけの大きなマーケット規模ができたのだという面も当然あるわけでございます。

そういう中で、水産物の特性をいたしまして、これも御承知のとおり漁獲が非常に変動しやすい、そういう問題がございますので、時期的あるいは地域的なそういう価格の変動に対しましては、現在水産物調整保管事業というものをやっておりまして、そこで価格の乱高下というのを防止する。

それから、内外といいますが、特に日本への輸出は、日本の全体の経済規模が非常に大きい、あるいは購買力があるということで、日本の水産物マーケットはどれだけ輸出をしてものみ込めるのではないかなというように考えているの、我が国の水産物の需給に際しまして関係者、これは生産者であり取扱業者であり最終需要者でございますが、そういう関係者の情報交換の場というのを提供いたしまして、日本に入ってくる輸入水産物が日本の需給と関係なく集中的に入ってくるのを抑止する。

それから第三点目は、国産水産物の競争力の強

化ということで、鮮度、安全性にすぐれた国産水産物を輸入水産物と競争できるような形に持つていくための流通加工施設の整備というのを平成七年度の予算で新規に我々としては考えているところでございます。

○藤田委員 消費マーケットが拡大している、需要が拡大していると言いますが、実際には、日本ととれるお魚と競合するような魚、一番大衆魚で親しみのあるイカとかサバとかサンマとか、そういうものもどんどん輸入しているじゃないですか。しかも、それで大きな打撃を受けているじゃないですか。あれこれと弁解しないで、私が聞いていることにきちっと答えてください。だれだ、ここがたたかれて痛いと言っているときに、そこをずらされた話ばかりしたら、それじゃちっともよくなりませんよ。私は、そういうあなたの方のごまかしはいいかげんにやめて、もっと物事を直視するべきだと思っております。

おまけに大手の水産会社は、二百海里体制の中で漁業生産から撤退する一方、水産物の輸入にウエイトを移して大きな利益を上げてきています。輸入水産物の最大の大手のマルハ社長は、輸入魚の増大は沿岸漁業の経営を悪化させる一因と言われるが、むしろ供給安定、相場安定を図っていると言っています。魚は安いと言いが、内外価格差という観点で見ればまだまだ、平然とこう言い放っているのです。もっと下げなければいけない、こう言っているのです。

私は、大体日本の漁業者が育ててもらったという大手の業者がこんなことを平然と言うというのは本当に理解しにくいわけですが、内外価格差縮小の旗印のもとで、しかも円高もどんどん進んでいく中でさらに価格が下がっていく、引き下げようとする、このような大手水産会社、大手商社による集中的な水産物輸入に歯止めをかけなければ、幾らあなたの方が何とか検討会だとか調査会だとか、あの手この手を言っても日本の漁業は守ることはできない、そういうふうに考えるのです。今度は大臣、お答えください。

○大河原国務大臣 申し上げますが、農産物についても我々は多角的貿易体制のもとで部分開放をせざるを得なかった、あるいは乳製品を初めとする農産物について関税化、すなわち自由化ということとせざるを得なかった体制のもとにおきまして、封鎖主義的なものをもってこれに対応することは困難でございます。やはり今水産庁長官が申し上げましたように、国内水産物の競争力をどう強化するかということに施策の重点を置かざるを得ないという段階であることを申し上げます。

○藤田委員 もう一度伺いますが、そうすると、今のような輸入急増に歯止めをかけることは困難、できないというふうに聞いているのです。うか。

○大河原国務大臣 今も申し上げましたように、国内需給を離れての水産物輸入に対しては、今も水産庁長官が申し上げましたように、節度を持った秩序ある輸入ということで関係業界でも大変努力をしておるところでございます。

○藤田委員 必要に応じての輸入になっていないから問題で、必要に応じての輸入であればこんなに漁業者は困らない、こんなにむちゃくちゃな魚価の低迷というような泥沼のようなところに入ってしまったわけではないわけです。

私は、何も必要なものを入れちゃいけないと言っているわけじゃないのです。しかし、実際には、需要の動向とかなんとかとおっしゃいます。が、先ほど大臣がいみじくもおっしゃったように、輸入相手国の事情もあって、要請もあって、国内需給に幅を持たせているというふうな発言もされましたけれども、まさに、今本当に日本政府が決意を持って自国の漁業を守り、発展させるという立場に立ち切っていないところに問題があるというふうに言わざるを得ません。

EUではきちんと対処しているのです。私はここに最近出版された「日本の漁業」という新書を持っております。この中を少し御紹介したいと思います。要するに、ここで言っていることは、「日本漁業が今、悩みの種としている輸出入

に關しても、C F Pは注目すべき制度を導入して
いる。輸出の奨励が輸出振興制度によって行われ
ており、これは、輸出価格がE Cが決めた価格よ
り安い場合に、補償金として国が支出する。また
輸入の方では参考価格が決められ、E C外からの
輸入には、その参考価格まで課徴金をかけるしく
みになっている。つまり安い輸入水産物が市場に
出回らないようにしてあるのだ。こういうふう
に書いているわけです。同じ先進国であつて、他
方でできて日本でやらない、そんなことはとても
納得できません。要は、自国の漁業を守り、発展
させるのかどうか、政府の決意の差がここにある
というようにしか言いようがないわけです。この
点ではE Cの方が日本よりも自国の漁業を守る真
剣さがあるというふうに考えます。一九八三年で
した、漁業を食糧産業として明確に位置づけるべ
きだという決議を上げたのが、漁業を食糧産業と
して明確に位置づけるということに初めて言葉と
してなったわけですが、私は、どうしてそ
ういうふうな明確な立場に立てないのか、もう一
度大臣の御答弁を求めたいわけです。

○大河原国務大臣 先般のW T O協定の交渉にお
きまして、我が国は市場アクセス部会におきま
して、関係国すべてにI Q制度の撤廃、これを要求
されたところでございますが、沿岸なり沖合に影
響を持つ魚種については我々はI Q制度を堅持し
たという経緯もあるわけでございます。それな
りの努力をしていることを申し上げます。

○藤田委員 I Q制度の撤廃を拒否したなんとい
うことは当たり前のことでありまして、今紹介し
たように、E Uはもともと自分たちの漁業を
守ろう、守り切ろうというふうな非常に固い
姿勢をとっているんだ、日本もそれをやら
なければ将来大変なことになるんだということを
申し上げておきたいと思ひます。

最後にありますので、もう一問だけ聞きます
が、昨年の八月に水産物の表示ガイドラインの実
施が発表されました。この問題は以前にも当委員
会で私は表示の実施を求めたわけでありましたが、

やつと実現をしてよかつたと思つています。

その実施状況は、私が水産庁に確かめたところ
ろ、モニター調査で、品名が八割、産地が三割、
解凍が四割というふうな数字で、まだ魚の名前を
表示するのさ一〇〇%になつていない。産地表
示に至るやまだ三割、解凍が四割というふうな数
字では芳しいとは言えないと思ひますが、水産庁
として、実施率が低い原因をどういうふうに分
析され、対策についてどうお考えなのか。私は、
スーパーマーケットなどにポスターを張らせてい
くなど、もっとそういう宣伝に力を入れていた
きたい。

消費者としてお魚を食べようかというこの問題
は、これは本当は対面商法が一番いい。わかりや
すく言えば魚屋で買うのが一番いいのです。そう
すると、しゅんのものとか近海のものとかい
うように、非常によくわかるわけです。パックに
入つたものでも名前さえわかからない、それでは
消費者は魚離れということになるわけですから、
本当に魚の消費拡大のためにも、また魚に対する
信頼を消費者に持たせていくというためにも私は
大事ななことだと思ひますので、御答弁を求めたい
と思ひます。

○鎌西政府委員 水産物表示ガイドラインが制定
された経緯、背景は委員御承知のとおりでござい
ますので省略させていただきますが、昨年の八
月四日に財団法人食品流通構造改善促進機構とい
うものが一定の魚種につきまして、品名、産地、
解凍のものである場合には解凍等の表示、養殖物
である場合は養殖等の表示を必須表示事項とする
ことを主な内容とした水産物表示ガイドラ
インというのを制定いたしました。関係業界に通
知したところでございます。

私ももともといたしましては、早速このガイドラ
インの普及、定着というものが図られるべきであ
る、こういう認識のもとに、平成六年度から財団
法人の食品流通構造改善促進機構により説明
会の開催とかパンフレット等の作成、配布、あ
るいは表示ガイドラインの実施状況調査等を内容

といたします水産物表示普及定着事業というのを
六年度から五カ年計画で実施することにいたして
おります。

この事業の一環といたしまして、ガイドライン
の普及、定着上の問題点の把握等のための実施状
況調査というものを現在委託をしてやつておると
ころでございまして、今年度中にはその結果の取
りまとめが行われる予定と聞いておりまして、こ
れで問題点が出ますと、これをさらにフィード
バックいたしまして、より普及、定着するような
方向にこのガイドラインを持つていくということ
で、これから五カ年間真剣に取り組んでいく所
存でございまして。

○藤田委員 時間が参りましたので、終わります。
○中西委員長 これにて両案に対する質疑は終局
いたしました。

○中西委員長 これより両案について討論に入る
のでありますが、討論の申し出がありませんの
で、直ちに採決に入ります。
まず、中小漁業融資保証法等の一部を改正する
法律案について採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○中西委員長 起立総員。よつて、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

○中西委員長 この際、本案に対し、松岡利勝君
外四名から、自由民主党・自由連合、新進党、日
本社会党・護憲民主連合、新党さきがけ及び日本
共産党の共同提案による附帯決議を付すべしとの
動議が提出されております。
提出者から趣旨の説明を聴取いたします。小平
忠正君。

○小平委員 私は、自由民主党・自由連合、新進
党、日本社会党・護憲民主連合、新党さきがけ及

び日本共産党を代表して、中小漁業融資保証法等
の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣
旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

中小漁業融資保証法等の一部を改正する
法律案に対する附帯決議案(案)

我が国漁業経営は、国際的漁業規制の強化、
漁獲量の減少、魚価問題等により厳しい局面に
あり、経営安定対策の強化が重要な課題となつ
ている。

よつて政府は、本法の施行に当たり、左記事
項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

記

一 漁業経営の現状を克服するため、経営実態
に即して水産金融制度の一層の充実に努める
ほか、我が国漁業の将来展望を踏まえ、経
営基盤強化のための構造対策を促進するこ
と。

二 漁業経営改善促進資金については、貸付対
象となる特定業種の範囲につき必要に応じ見
直しを行うとともに、本資金が経営の改善合
理化のために円滑かつ有効に利用されるよ
う、貸付手続の簡素化、適切な経営指導等に
努めること。

三 漁業近代化資金制度については、漁業・漁
村の活性化に資する観点から、漁業経営形態
の多様化等を踏まえて幅広い活用を図るこ
と。

四 中小漁業融資保証保険制度並びに水産金融
全般の円滑な運営に資する観点から、漁業信
用基金協会の財務基盤の強化が図られるよう
努めること。

五 漁業経営改善促進資金等制度資金の円滑な
貸付けのため、物的担保や保証人の徴求等に
ついて弾力的な運用が図られるよう努めるこ
と。

右決議する。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、委員
各位の御承知のところでありますので、説明は省

略させていただきます。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○中西委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

松岡利勝君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中西委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。大河原農林水産大臣。

○大河原農林水産大臣 ただいま御決議いただきました附帯決議の趣旨を尊重し、今後最善を尽くしてまいります。

○中西委員長 次に、漁業災害補償法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中西委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○中西委員長 この際、本案に対し、松岡利勝君外四名から、自由民主党・自由連合、新進党、日本社会党・護憲民主連合、新党さきがけ及び日本共産党の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。倉田栄喜君。

○倉田委員 私は、自由民主党・自由連合、新進党、日本社会党・護憲民主連合、新党さきがけ及び日本共産党を代表して、漁業災害補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

漁獲量の減少、魚価問題等厳しい漁業情勢の下で、漁業災害補償制度は漁業経営の安定を図る上で重要な役割を果たしており、本制度に寄せられる期待は大きいものがある。

よって政府は、本法の施行に当たっては、左記事項の実現に努め、本制度の円滑な運営に遺憾なきを期すべきである。

記

一 本制度への加入を促進するため、今後とも、漁業者の共済需要を踏まえ制度の整備を図るほか、漁協及び漁業共済組合等の普及推進体制の強化並びに地方公共団体の積極的協力の確保に向けて、万全の指導を行うこと。

二 共済掛金率及び補償水準の設定に当たっては、漁業経営の実情を十分に反映し適切に対処すること。

三 漁業再共済事業に係る国と連合会の責任分担割合については、長期的な収支状況に留意し、事業関係者の十分な理解を得て決定すること。

右決議する。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、委員各位の御承知のところでありますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○中西委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

松岡利勝君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中西委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、農

林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。大河原農林水産大臣。

○大河原農林水産大臣 ただいま御決議をいただきました附帯決議の趣旨を尊重し、今後最善の努力をいたしてまいります。

○中西委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中西委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○中西委員長 次に、内閣提出、参議院送付、農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。大河原農林水産大臣。

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○大河原農林水産大臣 農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農業協同組合合併助成法は、昭和三十六年の制定以来、八回の延長を経て今日に至っていると

ころであります。この間、昭和三十五年度末に約一万二千あった農協が約二千七百となるなど、農協合併の促進に大きな役割を果たしてきたところ

であります。

一方、近年の我が国農業及び農村をめぐる状況の変化の中で、農協が、組合員ニーズの多様化等に対応した健全な事業運営を図るとともに、農業及び農村の活性化に積極的に取り組んでいくためには、その経営基盤の安定強化が喫緊の課題となっており、全国的にはいまだ脆弱な小規模組合が多数存在しているといった状況にあります。

政府といたしましては、このような状況を踏まえ、農協系統がみずから進めている農協合併を引き続き支援して農民の協同組織の健全な発展に資するため、所要の改正を行うこととし、この法律案を提案した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

まず第一に、合併経営計画の都道府県知事への提出期限を三年間延長して、平成十年三月三十一日までとすることとしております。

第二に、都道府県農業協同組合合併推進法人の業務の範囲に、合併に係る農協の固定した債権の取得、管理及び回収を行うことを追加するとともに、農業協同組合合併推進支援法人の業務の範囲に、推進法人が行う固定した債権の取得等の業務の実施に必要な資金の援助を行うことを加えることとしております。

第三に、推進法人及び支援法人が行う固定した債権の取得等の業務に充てるための負担金を支出した場合には、損金算入の特例の適用があるものとするとしております。

第四に、合併経営計画の提出期限の延長に伴い、都道府県知事の認定を受けた農協の合併について、税法上の特例措置を設けることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○中西委員長 これにて本案の趣旨の説明は終わ

であります。

○大河原農林水産大臣 ただいま御決議をいただきました附帯決議の趣旨を尊重し、今後最善の努力をいたしてまいります。

○中西委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中西委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○中西委員長 次に、内閣提出、参議院送付、農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。大河原農林水産大臣。

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○大河原農林水産大臣 農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農業協同組合合併助成法は、昭和三十六年の制定以来、八回の延長を経て今日に至っていると

ころであります。この間、昭和三十五年度末に約一万二千あった農協が約二千七百となるなど、農協合併の促進に大きな役割を果たしてきたところ

であります。

一方、近年の我が国農業及び農村をめぐる状況の変化の中で、農協が、組合員ニーズの多様化等に対応した健全な事業運営を図るとともに、農業及び農村の活性化に積極的に取り組んでいくためには、その経営基盤の安定強化が喫緊の課題となっており、全国的にはいまだ脆弱な小規模組合が多数存在しているといった状況にあります。

政府といたしましては、このような状況を踏まえ、農協系統がみずから進めている農協合併を引き続き支援して農民の協同組織の健全な発展に資するため、所要の改正を行うこととし、この法律案を提案した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

まず第一に、合併経営計画の都道府県知事への提出期限を三年間延長して、平成十年三月三十一日までとすることとしております。

第二に、都道府県農業協同組合合併推進法人の業務の範囲に、合併に係る農協の固定した債権の取得、管理及び回収を行うことを追加するとともに、農業協同組合合併推進支援法人の業務の範囲に、推進法人が行う固定した債権の取得等の業務の実施に必要な資金の援助を行うことを加えることとしております。

第三に、推進法人及び支援法人が行う固定した債権の取得等の業務に充てるための負担金を支出した場合には、損金算入の特例の適用があるものとするとしております。

第四に、合併経営計画の提出期限の延長に伴い、都道府県知事の認定を受けた農協の合併について、税法上の特例措置を設けることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○中西委員長 これにて本案の趣旨の説明は終わ

りました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、
本日は、これにて散会いたします。

午後三時十八分散会

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

法律

農業協同組合合併助成法(昭和三十六年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「平成七年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改める。

第七条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 合併に係る組合が第四条第二項の認定に係る合併経営計画に定められた固定した債権の償却に関する方策に従い実施する措置として譲渡する固定した債権の取得、管理及び回収を行うこと。

第十条第一項中「措置が」の下に「推進法人に対し固定した債権を譲渡しようとするものであるとき又は」を加える。

第十一条中「第四号」を「第五号」に改める。

第十三条第一号中「第七条第一号」の下に「及び第二号」を加え、同条第二号中「第七条第二号」を「第七条第三号」に改める。

第十四条中「第四号」を「第五号」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

2 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十三年

法律第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第四項、第十八条第七項及び第二十三条第十六項中「平成七年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改める。

理由

最近における農業及び農村をめぐる諸情勢の変化等にかんがみ、農業協同組合の合併を引き続き促進して農民の協同組織の健全な発展に資するため、合併経営計画の提出期限の延長、都道府県農業協同組合合併推進法人の業務範囲の拡大等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成七年三月二十日印刷

平成七年三月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局